ASC（水産養殖管理協議会）養殖場認証
審査報告書

認証取得者　　東町漁業協同組合

審査範囲　　東町漁業協同組合　ブリ養殖場

認証番号　　ASC-AMITA-F-1005

認証発行日　　2019年6月18日

認証有効期限　2022年6月17日

フォーム3 – 審査計画公開(PDF)フォーム

*このフォームは現地監査*の30日前までに認証機関により提出されなければならない。記載されている情報に変更がある場合は、変更から5日以内かつ審査予定日から10日以前にASCに再提出されなければならない。期限に遅れた場合、新たに審査のアナウンスがされ、再度30日ルールが適用される。*

このフォームに記載される情報は公開されなければならない。この情報はフォーム提出から3日以内にASCのウェブサイトに掲載されることが望ましい。
このフォームは利害関係者および関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

このフォームは必要に応じて現地の言語に翻訳されることが望ましい。

PDF 1 審査計画公開フォーム

PDF 1.1 認証機関名称	アミタ株式会社
PDF 1.2 提出日	2020年5月11日
PDF 1.3 認証機関連絡窓口	
PDF 1.3.1 連絡担当者	山野下　仁文
PDF 1.3.2 認証機関内の役職	認証管理者
PDF 1.3.3 所在地	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
PDF 1.3.4 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
PDF 1.3.5 電話番号	03-5296-9372
PDF 1.3.6 その他	–

PDF 1.4 ASC顧客

PDF 1.4.1 会社名	東町漁業協同組合
PDF 1.4.1.a 認証単位名	東町漁業協同組合　養殖漁場
PDF 1.4.2 連絡担当者	山本　剛　氏
PDF 1.4.3 顧客組織内の役職	品質管理室　係長
PDF 1.4.4 所在地	〒899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣1769-1
PDF 1.4.5 メールアドレス	hinkan@azuma.or.jp
PFD 1.4.6 電話番号	0996-64-5155
PDF 1.4.7 その他	-

PDF 1.5 認証単位

PDF 1.5.1 単独サイト	x
PDF 1.5.2 マルチサイト	
PDF 1.5.2.a サイトの所有者	
PDF 1.5.3 グループ認証	

PDF 1.6 監査対象サイト

サイト名称	GPS座標	サイトごとの魚種及び規格の範囲に含まれているかどうかの説明	所有権（所有/外部委託）	監査予定日及び監査の種類（本審査、定期1、定期2、再認証など）	状態（新規、生産中 / 休止中 / 収穫中）
東町漁業協同組合ブリ養殖場	32° 16' 27 N, 130° 12' 10 E	ブリ（Seriola quinqueradiata）、含まれている。	外部委託	定期1	生産中/収穫中

PDF 1.7 魚種及び基準

基準	生産される魚種（学名）	認証範囲に含まれるか（はい/いいえ）	使用されるASC承認基準	版番号
アワビ				
二枚貝				
淡水トラウト				
パンガシウス				
サケ				
エビ				
ティラピア				
ブリ・スギ類	*ブリ（Seriola quinqueradiata）*	はい	ブリ・スギ類基準	1.1
その他				

PDF 1.8 利害関係者へのコンサルテーション予定および、どのように利害関係者が関与できるか

Name/organisation	Relevance for this audit	How to involve this stakeholder (in-person/phone interview/input submission)	When stakeholder may be contacted	How this stakeholder will be contacted

PDF 1.9 スケジュール案

PDF 1.9.1	契約書締結日:	2018年9月18日
PDF 1.9.2	審査開始日:	2020年7月2日
PDF 1.9.3	現地監査日:	2020年7月2日
PDF 1.9.4	認証決定/判断	2020年10月2日

PDF 1.10 審査チーム

	列1	氏名	ASC登録情報
PDF 1.10.1	主任審査員	小川直也	
PDF 1.10.2	社会面の審査員	小川直也	
PDF 1.10.3	審査員補助	纐纈渉	
PDF 1.10.4	審査員補助	塚崎千庫	

ASC審査報告書 – オープニング

一般要求事項

C1 審査報告書は英語および事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれなければならない。

C2 審査報告書には商業上公開できない情報のための機密附則を含めてもよい。

C2.1 認証機関は、商業上公開できない情報の内容について認証申請者と合意しなければならなく、この情報は認証契約書に規定に従い、ASCおよび任命された認定機関からの要請に基づきこれらの機関に示されなければならない。

C2.2 公開用報告書には機密附則に含まれる項目の明瞭な概要が含まれなければならない。

C2.3 商業上公開できない情報を含む附則を除き、審査報告書はすべて公開される。

C3 認証機関は、機密附則の内容を含む、報告書のすべての内容に唯一責任をもつ団体である。

C4 認証審査および再認証審査報告の報告期限

C4.1 審査の完了から30日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた報告書の草案を提出しなければならない。

C4.2 5日以内にASCは、報告書の草案をASCウェブサイトに掲載する。

C4.3 認証機関は、利害関係者および関心の高い者が報告書に対して意見を述べることができる期間を15日間設けなければならない。

C4.4 意見募集期間の終了日から20日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書をASCに提出しなければならない。

C4.5 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。

C4.6 審査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

C5 年次監査報告書の報告期限

C5.1 監査の完了から90日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書を提出しなければならない。

C5.2 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。

C5.3 監査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

1 タイトルページ

1.1 認証申請者名	東町漁業協同組合
1.2 報告書タイトル [例：公開用認証報告書]	公開用認証報告書
1.3 認証機関名	アミタ株式会社
1.4 主任審査員名	小川　直也
1.5 報告書作成者およびレビューアーの氏名と所属	報告書作成者 – アミタ株式会社　小川　直也 報告書レビューアー – アミタ株式会社　山野下　仁文
1.6 顧客連絡担当者の氏名と役職	総務部　指導共済課　品質管理室　係長 博士（農学）・魚類防疫士 山本　剛　氏
1.7 日付	2020年7月2日

2 目次

表紙
フォーム3 – 審査計画公開フォーム
I. 審査報告書 – オープニング
II. 審査報告書 – ブリ・スギ
所見のまとめ– ブリ・スギ
III. 審査報告書 – トレーサビリティ
IV. 審査報告書 – クロージング

3 用語集

ASC用語集において定義されていない、この審査報告書特有の用語および略称	東町漁協ー東町漁業協同組合

4 まとめ

報告書および所見の簡潔なまとめ。まとめは、利害関係者およびその他の関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

4.1	審査範囲の簡潔な説明	審査範囲は東町漁業協同組合のブリ養殖場である。本審査では5生産者の特定生簀のみが対象となる。東町漁協の指定した育成方法で育成する。ブリのモジャコの受け入れから、育成、水揚げ、加工場への搬送までが審査範囲に含まれる。
4.2	認証単位の事業に関する簡潔な説明	東町漁業協同組合は組合員による協同組合組織である。東町漁業の組合員である家族生産者や会社は、ブリ、タイをはじめ様々な魚種の養殖を行っている。東町漁業は生産者に対し養殖方法の指導、飼料などの共同購入、育成された魚の販売などを行っている。また天然魚の漁業を行っている漁業者も組合員である。 養殖場は家族経営や会社組織による各生産者（漁協の組合員）によって運営されている。ASC対象魚については、東町漁協が飼育方法を指定して、生産者への委託によりブリを養殖し、育成されたブリを東町漁協が買い上げ、漁協の加工場で加工し、販売する。この工場は別途COC認証を取得している。
4.3	認証単位のタイプ *（リストから1つのタイプを選択すること）*	単独サイト
4.4	審査のタイプ *（リストから該当する審査のタイプを選択すること）*	定期1

4.4.1 認証単位に含まれるサイト数

	顧客が所有	顧客により委託
初回審査 - 2019年2月26-27日	0	1
第1回定期監査 - 2020年7月2日	0	1
第2回定期監査 - 月 日		
再認証審査 - 月 日		

4.5	主な所見のまとめ	審査において重大な不適合が6件指摘された。軽微な不適合が3件指摘された。
4.6	審査決定	東町漁業協同組合のブリ養殖場に対してASCブリ・スギ類認証が継続される。

5 認証機関の連絡窓口

5.1	認証機関名	アミタ株式会社
5.2	所在地	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
5.3	メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
5.4	その他の連絡先情報	電話番号：03-5296-9372

6 認証申請者の背景

6.1	1.2および1.3を除く審査計画公開フォーム（フォーム3）の情報 すべての情報は審査の実施に伴い必要に応じて更新される	公開情報フォーム参照
6.2	認証単位の説明（*初回審査*）/ 変更点がある場合は変更点の説明*（年次監査および再認証審査）*	東町漁業協同組合は昭和24年に設立された。正組合員数は376名、准組合員数は235名である。組合全体でのブリの生産尾数は年間約230万尾である。夏は1尾3kg程度、冬は1尾5kg程度のサイズまで育て、出荷する。正組合員のみに養殖の漁業権が与えられ、准組合員は養殖を行うことができない。 組合が管轄するブリ漁場は大きくまとめて一つの海域であり、一漁場と考える。この中に、細かく区分分けされた漁業区画が全部で32区画ある。一部の区画は休止中であり養殖を行っていない。生簀の大きさは角形で7～15m、円形で直径10～15mである。 今回ASCの対象となる生簀は5台であり、5生産者が1台ずつ管理している。5台の生簀が属する漁業区画の名称は「鹿特区魚」であり漁場No.／漁場名／生簀サイズはそれぞれ、第1号／サキナシロ鼻（御所浦）／8m角丸、第4号／前島（幣串）／15m角丸、第19号／野島北（諸浦）／15m角丸、第21号／板ノ浦（伊唐）／10m角丸、第26号／針尾下（薄井）／15m角丸、である。2018年9月1日から5年間の漁業権が付与されている。5生産者は全て同じ由来の種苗（モジャコ）を使用している。モジャコはそれぞれ約8000尾ずつから飼育を開始し、1年余りから1年半で出荷する。出荷サイズは4kg程度が目標であり、季節により3～5kg程度の幅で変動する。 出荷は漁協の共販場でのラウンドでの共販出荷、または漁協の加工場でフィレなどの製品に加工し出荷する。例外で相対取引もある。ブリはすべて漁協の共販課で買い上げ、生産者に対し仕切書を発行する。
6.3	認証単位が現在保持するその他の認証	マリン・エコラベル・ジャパン（MEL）
6.4	この審査の前に取得したその他の認証	なし
6.5	認証単位の本年度の予想される年間生産量	80トン
6.6	認証単位の前年度の実際の年間生産量 *（年次監査および再認証審査では必須）*	75トン
6.7	認証単以内で採用されている生産方法 *（リストから1つ以上を選択）*	生簀
6.8	認証単位で雇用されている従業員数	83人（東町漁業協同組合職員数）、5人（生産者数）
6.9	規模、池や筏の数（マルチサイトの場合、サイトあたり）	5台の生簀

7 Scope

7.1	実施された審査で使用された基準（版番号を含めること）	ASCブリ・スギ類基準 第1.1版（2019年3月）
7.2	認証申請者の養殖場で生産される魚種	ブリ（*Seriola quinqueradiata*）
7.3	審査範囲の説明 これには認証単位が、事業体により管理されている、または事業体の所在するサイトに含まれる生産または収穫地域を網羅しているか、それとも認証単位がこれら地域の一部のみを対象としているかの説明を含む 生産または収穫地域の一部のみが認証単位の対象となっている場合、対象地域が明記されなければならない	審査の範囲は鹿児島県の長島町に位置するブリ養殖場である。東町漁業全体では年間約230万尾のブリを出荷しているが、今回ASCの対象となる生簀は5台である。生簀が属する漁業区画の名称は「鹿特区魚」であり、第1号／サキナシロ鼻（御所浦）、第4号／前島（幣串）、第19号／野島北（諸浦）、第21号／板ノ浦（伊唐）、第26号／針尾下（薄井）に存在する1台ずつの生簀のみである（2020年更新）。漁協からの指示に基づき、それぞれ別の生産者がASC基準に従った養殖を行っている。
7.4	次のCoCへ受け渡される時点まで認証製品を取り扱う可能性がある保管、加工、流通サイトの名称と所在地（請負も含む）	なし
7.5	対象水域の説明	養殖場が位置する八代海は、九州西部に位置し、宇土半島から長島までの島々と九州本島に囲まれた湾である。別名を不知火海ともいう。八代海の総面積1,200平方キロメートル、閉鎖度指数32.5であり、日本の1,000平方キロメートル以上の内湾では最も閉鎖性の高い海域である。この閉鎖性に目をつけた海運会社は台風などの海上荒天時の避難先としてこの海域を使用することもある。 平均水深は約23メートル、最大水深は八幡瀬戸で約73メートル、南部では20-50メートル、中部では 30-50メートル、北部では20メートル以浅である。 東町漁協の養殖場は八代海の南部に位置し、水深は20-50メートルである。海岸はリアス式海岸が多く、干満の潮位差3.5m程度と大きいため、天然の良い漁場となっており、また潮通しがよいため養殖にも適した海域である。

8 審査計画

8.1	審査員名および次が実施または完了した日：審査実施、報告書作成、報告書レビュー、認証判断	小川　直也 – 主任審査員、社会面の審査員 纐纈　渉　– 審査補助 審査実施 – 2020年7月2日 報告書作成 – 2020年9月12日に完了 報告書レビュー – 2020年9月27日に完了 認証判断 – 2020年10月2日

8.2 過去の審査(該当する場合):

	不適合参照番号	基準参照条項番号	解除期限 - 状況 - 各不適合の解除日
8.2.1 初回審査 - 年月	2019.1	3.3.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.2	3.4.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.3	4.4.2	2020/10/2 - 解除 - 2020/9/17
	2019.4	4.4.3	2020/10/2 - 解除 - 2020/10/2
	2019.5	5.1.3	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.6	5.3.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.7	6.3.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.8	6.4.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.9	6.4.2	2020/10/2 - 解除 - 2020/9/29
	2019.1	6.5.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.11	6.7.3	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.12	6.8.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.13	6.8.2	2020/10/2 - 解除 - 2020/7/2
	2019.14	6.9.2	2020/10/2 - 解除 - 2020/9/29
	2019.15	7.1.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/10/2
	2019.16	7.3.2	2020/10/2 - 解除 - 2020/9/30
第1回年次監査 - 年月	2020.1	2.1.1	2020/10/2 - 解除 - 2020/9/29
	2020.2	3.2.1	2020/10/2 - 継続
	2020.3	3.4.2	2020/10/2 - 継続
第2回年次監査 - 年月			
再認証審査 - 年月			
抜き打ち監査 - 年月			
不適合解除監査 - 年月			
認証範囲拡大審査 - 年月			

8.4 実施された審査計画:

	日付	場所
8.4.1 机上調査	2020年6月25日	-
8.4.2 現地監査	2020年7月2日	鹿児島県出水郡長島町
8.4.3 利害関係者へのインタビューおよび地域住民との意見交換	-	-
8.4.4 顧客への報告書草案送付	2020年9月15日	鹿児島県出水郡長島町
8.4.5 ASCへの報告書草案送付	-	-
8.5.5 顧客およびASCへの最終報告書送付	2020年9月25日	-

8.7	審査でコンサルテーション対象となった、またはその他の方法で関与した個人の氏名と所属 これには審査に参加した次の者が含まれる:顧客の代表者、従業員、請負業者、利害関係者、オブザーバー	東町漁業協同組合 総務部指導共済課課長　石田幸生氏 総務部指導共済課品質管理室係長　山本剛氏

8.8 文書またはその他の情報を含む利害関係者からの意見、およびそれら意見に対する認証機関の文書による回答

利害関係者の氏名（公開する許可が得られた場合）	顧客との関係性	連絡日	認証機関から回答されたか はい/いいえ	指摘された点の簡潔なまとめ	認証機関による意見の反映	利害関係者への回答送付
なし	–	–	–	–	–	–

監査マニュアル　ASCブリ・スギ類基準
ブリ・スギ類水産養殖管理検討会作成

対象種：ブリ（*Seriola quinqueradiata*）、カンパチ（*S. dumerili*）、ヒレナガカンパチ（*S. rivoliana*）、ヒラマサ（*S. lalandi*）、スギ（*Rachycentron canadum*）

原則1：該当する全ての国際法、国内法および地方条例の順守

判定基準1.1　該当する全ての国際、国内、地方の法的必要条件と規制の順守

		適合基準 （審査のガイダンスとしてのみ使用）	審査の証拠 1. 各適合基準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠（適合及び不適合の証拠を含む）は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2.「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。	評価 （基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択）	不適合の内容 不適合や該当しない項目に関する理由の説明。	値/測定基準 該当する場合は各指標に対して値を記録すること。
1.1.1	指標：関連するすべての国および地方の法律と条令を順守していることを示す書類 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 該当する土地及び水の利用に関する法律の書面もしくはデータを保持していること。監査チームに該当する法律と許認可の要約を、担当職員の連絡先を添えて提出すること	法律、条令等一覧を作成している（漁業法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、医薬品等に関する法律、飼料の安全性に関する法律、水質汚濁法、食品衛生法、食品基本法）（2020年更新）。法律の内容はウェブ上でいつでも閲覧可能であり、ウェブアドレスを記載している。また東町漁協の定款はファイルでいつでも閲覧できる。鹿児島県養殖指導指針がある。	適合		
		b. 借用合意書、土地所有権、許可証の原本（もしくは承認された写し）を保持していること	平成25年9月1日から10年間の共同漁業免許状を確認した。この中で個別の区画漁業権が設定される。ASC対象となる5台の生簀が属する漁業区画の名称は「鹿特区魚」であり、第1号／サキナシロ鼻（御所浦）、第4号／前島（幣串）、第19号／野島北（諸浦）、第21号／板ノ浦（伊唐）、第26号／針尾下（薄井）の区画漁業免許状を確認した。（2020年更新）それぞれ平成30年9月1日から5年間有効の免許である。 東町漁協の登記簿謄本（平成31年1月22日取得）を確認した。			
		c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること（操業地域の法律で視察が求められる場合に限る）	毎年春と秋（2月と9月）に、鹿児島県かん水養魚協会による漁場検査が実施される。かん水養魚協会、北薩摩漁協、町役場担当者、鹿児島県北薩地域振興局の各担当者立ち会いにより実施される。漁場図どおりの生簀かなどを現場調査、書類調査で確認する。平成30年8月16日付の調査依頼文書を確認した。昨年秋は台風のため書類調査のみだった。そのとき提出された平成30年10月2日「H30年度秋季　漁場図」を確認した。 漁業権設定時、更新時には県がGPSで座標を確認している。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 法律の変更の有無を確認した。漁業法が大きく改正され、付随する法律も改正された。 昨年も秋の漁場検査は台風で中止となった。漁場検査は「鹿児島県魚類養殖指導指針」に従い行われている。漁協内には「漁業権管理委員会」（理事会の諮問機関）があり、漁場検査の前後に、最低年4回開催されている。			
1.1.2	指標：全ての税法を順守していることを示す書類 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 地方税務局からの納税完了通知書もしくは税法適合証書を提出すること または 該当当局に対する納税の記録を保持していること（固定資産税、水利用税、収入税など）。ただし認証機関は申請者が公表を求められた、あるいは選択した場合を除き、税に関する機密情報を公表してはならない。	東町漁協の法人税、消費税の納税証明書（2019年1月22日取得）を確認した。また、2018年4月1日から2019年2月25日までの法人税、商品税、県民税、町民税、固定資産税の支払台帳を確認した。	適合		
		b. 養殖場は税法に関しその適合要件がその事業規模に見合っていることを保証すること。大規模生産者は、例えば税法対応全体を管理するために、公認会計士のような資格と知識を持った税に関する専門家のサービスを養殖場が利用していることを示すこと。小規模生産者は、税の領収書を提示すること	東町漁協は税理士法人と契約している。平成23年1月26日付の契約書を確認した。			
		c. 親会社が税金を合法的に支払っている場合、養殖場はこの趣旨で情報を提示すること	親会社は存在しないため該当しない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 令和元年度の法人税、消費税及地方消費税、法人町民税、固定資産税、の納税証明書を確認した。納税に関する問題はなかった。			

1.1.3	指標: すべての労働法および条例を順守していることを示す書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 国または地方の労働規約および雇用に関する法律の要件に、養殖場がどのように適合しているかを示すこと	東町漁協の就業規則がある。(平成29年2月27日改定) ASC対象となる2生産者はそれぞれ自営業であり従業員はいない。	適合		
		b. 国の労働法および規約の順守にかかる養殖場視察の記録を保持すること(そのような視察が操業している国において法的要件となっている場合に限る)	違反があった時のみ労働基準監督署の査察を受ける。査察を受けたことはない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 就業規則に追記するための、差別禁止の規定文書案が作成されたことを確認した。この案が37条として就業規則に盛り込まれ、理事会で可決される見込みである。労働基準監督署の査察などはなかった。新たにASC養殖に参加した生産者には会社組織の生産者が1社あり、町外では従業員を雇用しているが、ASC認証の対象となる長島町内では家族経営であり従業員はいない。			
1.1.4	指標: 水質への影響に関連する条例および認可を順守していることを示す書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 該当する場合、排水にかかる許可を得ること	日本では養殖場からの排水を規制、許可する法律はない。鹿児島県や長島町の該当する条例もない。	適合		
		b. 必要に応じて、排水に関する法律・条例へのモニタリング記録および順守を示す記録を保持すること	該当しない。			
		c. 廃棄および環境汚染に関するモニタリング記録および法律・条例への順守を示す記録を保持すること	事業系一般廃棄物は廃棄物処理会社と契約し処理している(平成20年4月1日から)。 斃死魚は死魚管理として漁協が収集し、販売課の中の化製工場が処理している。 産業廃棄物、一般廃棄物、肥料原料としての売買契約書を確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 排水については、新たな規制や許可制度は追加されていない。廃棄物については、前年度と同じ事業者、同じ役割にて契約が自動更新されていることを確認した。			

原則2：自然環境、地域の生物多様性、生態系の構造と機能の保全						
判定基準2.1　底生動物の生物多様性と生息環境への影響						
2.1.1	指標：対照区と比較して検出される養殖事業に起因する影響の許容範囲（Allowable Zone Effect：AZE）[2]の外縁部における、酸化還元電位、硫化物濃度または全有機炭素量 要件：　対照区と比較して、AZEの外縁部 の底質中のTOCまたは硫化物濃度または は酸化還元電位に有意な差がないこと 適用範囲：脚注2の記した場合を除く全 ての養殖場。AZEをまだ規定していない 養殖場については、ブリ・スギ類基準発 行から3年以内とする。	a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場が個別のAZEを用いる場合、その選択の根拠を認証機関に示すこと または（AZEをまだ規定していない養殖場については、ブリ・スギ類基準発行後3年までに用意する） すべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を用意すること	養殖場の場所の水深が30mのため、生簀から30m離れた場所にAZE地点を設定した。周辺に他の生簀も多いため、それも考慮して設定した。	軽微な不適合	【軽微な不適合】 AZEの範囲の図面は作成されたものの、設定理由の文書化が完了していない。影響の許容範囲を30mとした具体的な理由を文書化することが求められる。 実際にはAZE30mとして環境数値測定が運用されており、基準値には直接影響しないため軽微な不適合とする。	AZEの外縁において平均0.09mgS/g 対照区において平均で0.03mgS/g
		b. AZE全域で海底が岩礁帯の場合、認証機関に対して証拠を提示し、2.1.1a～gならびに2.1.2の適用除外を要望すること	海底は砂地が主である。場所により岩や泥の場所も部分的に存在する。			
		c. 海底環境の影響評価および測定のために、養殖場が選択した指標を認証機関に知らせること	オプション2（硫化物濃度）を選択し、測定した。			
		d. ブリ・スギ類基準の手引きに従った適切な方法およびサンプリング体制を用いて、底質試料を収集すること（生け簀内のバイオマスが最大となる時期、必要とされる採取地点全てにおいて）	2018年11月19日にAZEの外縁部と対照区の各3地点で採取した底質資料の測定記録がある。1地点1サンプルを採取した。一般社団法人鹿児島県環境技術協会に測定を依頼した。2016年8月31日、2017年12月8日にも測定している。バイオマス最大の時期は11月から12月である。陸水の影響として、大雨時などに球磨川の大水の影響が出やすいが、この時期はそれも受けにくい時期である。鹿児島県の調査指針では、底質は9月（CODの関係で一番負荷が高いとき）と2月に測定することになっており、今後は基本的に9月の値を用いることにする。 2020: 2019年11月26日に前年と同じ地点で調査を実施した。			
		e. オプション1の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部（外側すぐ）と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の酸化還元電位（mV）を測定し記録すること				
		f. オプション2の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部（外側すぐ）と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の硫化物濃度（μM）を測定し記録すること	平均0.06mg/gとほとんど検出されず、AZE外縁部と対照区で有意差はなかった。 2020: AZEの外縁において平均0.09mgS/g、対照区においては平均で0.03mgS/gとほとんど検出されなかった。			
		g. オプション3の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部（外側すぐ）と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の全有機炭素量（重量%）を測定し記録すること				
		h. その他。具体的に記入	2020：AZEの範囲の図面は作成されたものの、設定理由の文書化が完了していない。影響の許容範囲を30mとした具体的な理由を文書化することが求められる。 初回審査の際に、ブリ基準に従い、養殖場の場所の水深が30mのため、生簀から30m離れた場所にAZE地点を設定した。周辺に他の生簀も多いため、それも考慮して設定した。しかし、そのAZEの設定が妥当かどうかの検証が行われていなかった。 AZEの範囲の図面は作成されたものの、設定理由の文書化が完了していない。影響の許容範囲を30mとした具体的な理由を文書化することが求められる。			

2.1.2	指標: 対照区と比較して検出される養殖事業による影響の許容範囲の外縁部における有害な大型底生動物相の存在 要件: 対照区と比較してAZEの外縁部に おける有害な大型底生動物相に有意な 差がないこと 適用範囲: 脚注2の記した場合を除く全 ての養殖場。AZEをまだ規定していない 養殖場については、ブリ・スギ類基準発 行から3年以内とする。	a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること(2.1.1参照)	2.1.1と同じ地点で測定した。	適合	【観察事項】 一般社団法人鹿児島県環境技術協会から指定された方法でサンプル保存・送付がされた。採取日から送付日の期間は短いほど望ましい。 指定された手順通りに運用しており、要求事項は満たしているため観察事項とする。	
		b. 適切な底生動物の採取計画、手続き、要綱を組み立てるか、委託事業者が適切な採取計画、手続き、要綱を採用した証拠を提示すること	養殖漁場環境モニタリング計画(草案)を作成している。			
		c. 採取計画にそって底質試料を収集すること	2.1.1と同じ地点で採取した。			
		d. 全ての採取ポイントについて、底質試料の表在性および内在性要素について、全種の種レベルまでの識別とリストを含めて解析すること	一般社団法人鹿児島県環境技術協会に底生動物の同定を依頼し、すべての種レベルまでの同定を行った。			
		e. AZE外縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで、存在する全動物種の割合を算出し、日和見的種と、富栄養化もしくは有害な生物指標とされる種の存在の有意差を検定すること(信頼区間95%)	富栄養化もしくは有害な生物指標とされる種はAZE周辺部、対照区ともわずかに存在したが、シャノン・ウイナーの多様度指数を算出したところ、AZE周辺部と対照区で種構成の有意差はなかった。			
		f. その他。具体的に記入	2020: 前回と同じ地点で測定されたことを確認した。一般社団法人鹿児島県環境技術協会から指定された方法でサンプル保存・送付がされたことを確認した。しかし今回は確認された種数が少なかった。採取日から送付日の期間が比較的長かったせいかもしれないが、この期間は短いほど望ましい。			
判定基準2.2 操業場所および周辺の水質						
2.2.1	指標:AZE内外の水中の濁度レベル 要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと 適用範囲:すべて	a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細な濁度モニタリング手順を考案すること	養殖漁場環境モニタリング計画(草案)を作成している(認証取得後正式版となる予定)。	適合		
		b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月濁度を測定し記録すること	濁度は水質計および透明度板を用いて月1回測定している。			
		c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)について濁度データの解析を行うこと	AZE周辺部と対照区で有意差はない。			
		d. 初回12か月の濁度モニタリングについて統計的分析結果を提示すること	2017年10月からのデータがある。			
		e. 年一回のモニタリング手順を実行すること	今後も当面は月1回の測定を継続する予定。			
		f. その他。具体的に記入	2020: 継続して透明度を測定しており、有意差は見られなかった。			

2.2.2	指標: AZE内外の水中のアンモニアレベル 要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと 適用範囲:すべて	a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細なアンモニアモニタリング手順を考案すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。	養殖漁場環境モニタリング計画(草案)を作成している(認証取得後正式版となる予定)。	適合		
		b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月アンモニアを測定し記録すること	アンモニア濃度はパックテストにより月1回測定している。			
		c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)についてアンモニアデータの解析を行うこと	AZE周辺部と対照区で有意差はない。			
		d. 初回12か月のアンモニアモニタリングについて統計的分析結果を提示すること	2017年10月からのデータがある。			
		e. 年一回のモニタリング手順を実行すること	今後も当面は月1回の測定を継続する予定。			
		f. その他。具体的に記入	2020: 継続してアンモニアレベルを測定しており、有意差は見られなかった。			
判定基準2.3 絶滅危惧種や脆弱な自然環境との相互作用						
2.3.1	指標: 養殖場の生物多様性や生態系への潜在的影響評価が少なくとも以下の項目を含んでいることの証拠。a)絶滅危惧種、脆弱な自然環境、保護区(種)との近接性の評価、b)影響を受けるであろう環境や種について、養殖場が生物多様性に影響すると思われる潜在的影響の記述、c)養殖場がもたらすと考えられる影響に関し、削減もしくは最小化するための原稿プロジェクトおよび将来の計画 要件: 必要。 適用範囲:すべて	a. 評価対象となる養殖場に関連した影響によるリスクを受けるかもしれない生物多様性や生態系に関し、養殖場の存在が可能とする資料を収集すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。	鹿児島県レッドデータブックを所持している。もし発見されれば漁協に連絡する体制になっている。「養殖標準手順書」(2018年4月1日改定)に手順を記載している。	適合		
		b. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する養殖場の潜在的な影響に関する詳細なリスク評価を完了させること。それらの種や自然環境に対する影響を最小限または削減するために設計された養殖場が実行している戦略とプロジェクトを記載すること	イルカは存在するが養殖場による影響はない。サメ(ドタブカ)は死魚の管理を適切にしていれば近寄ってくることはなく影響はない。ツル類は上空を飛翔しているが漁場に降りてくることはない。ウミガメはこれまで発見されたことはあるがまれで、通常は存在せず、存在したとしても養殖場が影響を与えることはない。 養殖筏の天井網はほとんどの生産者が付けておらず、付けている人も目が細かい網を使用しているため、鳥類が絡まって死亡した事例はない。			
		c. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する相互作用や影響の度合いを確かめる個別の証拠を収集すること。証拠は関係者の発言を含むこと	絶滅危惧種に対する影響が観察されたことはない。脆弱な生息環境は確認されていない。保護区はない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 同じ海域内での水揚げ記録を確認したり、赤潮調査時に重要な生物の有無に注視しているが、絶滅危惧種は確認されていない。沿岸では125の事業者によりアオサの養殖が大規模に実施されている。漁協が発行している漁場改善計画には海藻を減らさないという方針を掲げている。			

2.3.2	指標: 法的に指定された保護区における養殖場の設置 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 周辺の法的保護区を含めた養殖場の位置を示す地図を提示すること	雲仙天草国立公園の指定地内に存在する。しかし、法的保護区に該当する特別保護地区や第1種特別地域、海中公園地区には設定されていない。国立公園以外のその他の保護区の設定もない。	適合		
		b. 養殖場が法的保護区に位置する場合、養殖場が適用除外を認められるかを判断するために指標2.3.2aの適用範囲を確認すること。適用可の場合、認証機関に連絡し、証拠書類を提示すること	法的保護区には位置しない。			
		c. 指定された公園、保護区の利用制限または国の保護区域の運営や保全状態に対し、養殖場が対立や干渉を与えていないことを示すこと	法的保護区には位置しない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 法的に指定された保護区に変更はない。			
判定基準2.4 捕食動物を含む野生生物との相互関係						
2.4.1	指標: 音響忌避装置の使用 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 海洋性の害虫あるいは捕食動物の管理のための音響忌避装置(ADD/AHD)の不使用を管理方針として約束する旨の宣誓書を用意すること	音響忌避装置は使用していない。今後も使用しないことを「養殖標準手順書」に規定している。	適合		
		b. 養殖場で音響忌避装置が使用されていないことを示す証拠書類を整理しておくこと(例:捕食動物や害虫管理の手続きと実行に関する証拠)	管理者、生産者への聞き取り、および現場視察で確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 音響忌避装置は使用していない。変更なし。			
2.4.2	指標: 養殖場のリース区域および近接域における養殖の作業工程や作業員など 関連事項による絶滅危惧種の死亡数 要件: 0.件 適用範囲:すべて	a. 養殖場のリース区域およびその周辺域で確認される絶滅危惧種のリストを提示すること	鹿児島県レッドデータブックを所持している。	適合		
		b. 養殖場が生物多様性や周辺の生態系に与える影響に関する書類記録を作成すること。相互作用とその結果の種と環境、場所と時間について詳細に記述すること	通常絶滅危惧種は存在せず、絶滅危惧種に対する影響が観察されたことはない。			
		c. 防除管理が必要な捕食動物と害虫のリストを作成すること。許可された軽減・管理手続きを明記し、記録し続けること	防除管理が必要な生物は存在しない。			
		d. すべての死亡事故について、種と発生日時を記録すること	死亡事故は発生していない。			
		e. その他。具体的に記入	2020: 絶滅危惧種は確認されていない。確認された場合は報告する、という手順となっているが報告はない。			

2.4.3	指標: :(絶滅危惧種に該当しない)捕食 動物を殺駆除するに先立ち、下記の手順を踏んだことを示す書類: 1. 事前に殺駆除以外の代替手段が模索されたこと 2. 養殖場管理者の上職にあたる上級管理者からの許可を得たこと 要件: 必要(ただし、人の安全に緊急の 危険が及ばない範囲において) 適用範囲:すべて	a. 捕食動物の殺駆除に先立ち行われる手順を記載した企業書類を提示すること b. 捕食動物の管理に関する企業手順に忠実であることが確認できる捕食動物の防除管理を行った記録リストを保持すること d. その他。具体的に記入	殺駆除は行っていない。 2020: 殺駆除の事例はなかった。	適合		
2.4.4	指標: 養殖場における捕食動物の殺駆除に関する情報が、 1. 適切な監督官庁に報告されている 2. 容易に情報検索できる 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が適切な(もっとも関係のある)行政監督官庁に報告されていることを示すこと b. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が一般に公開可能であることを示すこと c. その他。具体的に記入	殺駆除は行っていない。 2020: 殺駆除の事例はなかった。	適合		
2.4.5	指標:養殖場における過去2年間の野生動物の最大死亡件数 要件: 鳥類4件、サメ類2件、海棲ほ乳類 1件 適用範囲:すべて	a. 死亡事故の記録を最低2年間保持すること。初回監査では6か月以上(6<)のデータが必要 b. 過去2年間の種ごと種群ごとに死亡事故の総数を計算すること(例:サメ類、鳥類、海棲ほ乳類) c. 死亡した生物が何らかの個体群の回復を妨げているとする根拠が明白で公開されている研究資料を養殖場が提示できれば、本判定基準の要件の適用除外となりうる d. その他。具体的に記入	これまで野生動物の死亡事例は確認されていない。もし発見された際には漁協事務所に届け出ることを規定している。 2020: 死亡事故リストを確認した。野生動物の死亡がゼロ件であった。	適合		
2.4.6	指標: いかなる野生動物の死亡事故の事例であっても、その死亡事故の発生率についての評価、ならびに将来の発生リスク削減のための養殖場が行う具体的作業工程についての書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 死亡事故の書面による確認を行い、必要に応じてリスク評価と手順の見直しを行う(2.3.1参照) b. 殺駆除の必要性を削減する視点で、捕食動物の管理手順の見直しを通じて示すこと c. その他。具体的に記入	これまで野生動物の死亡事例は確認されていない。 2020: 死亡事故リストを確認した。野生動物の死亡がゼロ件であった。	適合		

原則3：天然個体群の健康および遺伝的健全性の保護						
判定基準3.1　外来種の養殖						
3.1.1	指標：外来種の養殖 要件：不可。ただしASCブリ・スギ類基準の初回発行時に当該地域でその種の商業的養殖が展開されている、もしくは完全な閉鎖しきり陸上養殖での脱走や天然個体群への病害虫の伝播の危険性が非常に低い場合を除く 適用範囲：すべて	a. 養殖場は在来種のみを生産していると認証機関に対し示すこと、または	ブリは在来種である。周辺海域では天然のブリも漁獲されている。 人工種苗は五島列島のブリが由来であり、鹿児島県種苗センターで育成したものである。	適合		
		b. 外来種の場合、2015年のブリ・スギ類の発行以前から当該種がその国や地域で商業的に法律に従い栽培されていることを示す証明可能な証拠を提示すること、または				
		c. 養殖場が3.1.1bに関する証拠を提示できない場合、生産システムが自然環境に対し閉鎖的であることを示す証拠を提示すること。 1)外来種が効果的な物理的隔壁により天然魚と隔離されておりかつ管理が行き届いていること、 2)飼育魚の脱走個体が生残し再生産することのない隔壁が整備されていること、 3)自然環境に排水される前に処理（例：紫外線やその他の効果的処置）することにより、生残し再生産する可能性がある生物体が漏洩することのない隔壁が整備されていること	2020：継続して在来種であるブリを使用している。変更なし。			
		d. その他。具体的に記入				
判定基準3.2　遺伝子組み換え種の導入						
3.2.1	指標：養殖場における遺伝子組み換えをした魚の使用 要件：不可 適用範囲：すべて	a. 養殖場が遺伝子組み換えした種苗を使用しないとする宣誓書を作成すること	遺伝子組み換え種苗は使用しないことを宣誓書にしている。（今後捺印予定）	軽微な不適合	【軽微な不適合】 人工種苗に関して、遺伝子組み換えの有無が明記された書類がなかった。遺伝子組み換えでない事を明示する根拠書類が求められる。 実際には遺伝子組み換え種苗は流通しておらず、よって使用もされていない。書類の不足のみであるため軽微な不適合とする。	
		b. 活け込み日、種苗業者の詳細、購入先の担当者を含むすべての栽培種苗の起源に関する記録を保持すること	東町漁協が一括でモジャコを管理している。 漁協の組合員がモジャコを採捕する場合、モジャコの採捕許可者一覧と、日付別の採捕一覧表がある。県の許可では27節(網目の1辺が約5.8mm)の網が使用できるが、漁協では18節(同9mm)（2020更新）の網で獲るようにしている。もう一度10節（同16.5mm)の網でこした後、1kgあたりの尾数を出し、全体重量から尾数を計算している。採捕一覧表、売上明細表があり、誰がいくら採捕し、誰にいくら販売したかが日別で記録されている。採捕場所は様々で、その時々で獲れる所で獲る。 南種子島漁協の漁業者が採捕したモジャコを、南種子島漁協の漁場を東町漁協が借りて、育成しているものもある。育成者は東町漁協職員、南種子島漁協に委託、個人に委託など様々。育成したものを東町漁協が購入して漁協の養殖事業者へ販売している。各生産者宛ての販売内容である「種子島種苗代金の請求について」（平成30年7月）を確認した。 さらに、国の西海区水産研究所五島庁舎と近畿大学（奄美）の人工種苗も購入している。 町内で中間育成して販売する種苗もある。サウスシーズ(株)が寄生虫がつかなくなる大きさまでの2か月程度育成している。もとの種苗は東町漁協の採捕業者が採捕したものである。販売記録として「サウスシーズ(株)種苗代金の請求について」（平成30年7月9日）などを確認した。			
		c. 種苗の購入記録、起源に関する書類に、遺伝的状態および遺伝子組み換えの有無を明解に示していること	2020：各生産者宛ての販売内容である「種子島種苗代金の請求について」（2019年8月）を確認した。ASCの種苗は2019年2月に公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会から購入した人工種苗である。人工種苗の育成は国の補助事業として運営されている。遺伝子組み換え種苗は流通していない。しかし、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会から購入している人工種苗に関して、遺伝子組み換えの有無が明記された書類がなかった。遺伝子組み換えでない事を明示する根拠書類が求められる。			
		d. その他。具体的に記入	種苗履歴書を確認した。2019年度の種苗購入記録として2018年8月7日の仕入請求書がある。			

3.3.1	指標: 全ての魚種について、操業は脱走魚の管理に関する計画を策定し、厳格な生け簀の補修管理手順と頻繁な巡回を行うこと 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 種苗の脱走防止と詳細な養殖場の生産工程リスク評価を含む管理計画を策定し、初回監査前に認証機関に提出すること。計画は設備の管理と巡回頻度をはじめとし、どのような管理手順が脱走防止の点で必要かつ重要なのかについて明確に記載すること	生簀の管理を含む「養殖標準作業手順書」を各生産者に配布している。配布記録がある。	適合		
		b. 養殖場が開放的な網生け簀で栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること: - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること · 網の強度テスト · 適切な網目サイズの使用 · 網のトレーサビリティー · システムの堅牢性 · 食害動物の管理 · 記録保持 · リスク要因となる事象の報告(例:網の裂け目、インフラの問題、処理のミス) · 上記の項目全てを網羅する従業員研修 · 脱走防止および計測技術に関する従業員研修	生簀網にはKIKKONET(ポリエステル製)を使用している。網目は一定サイズ。強度についてはメーカーからの強度を説明した書類「KIKKOKNET生簀網の耐久性について」がある。漁協管理下の漁場(内海)では、20年超の使用実績があり、土木分野での耐久性は50～60年となっている。 倉田氏は平成23年に漁協が赤潮対策事業で一括で購入したもの。もともと漁協の所有物だったが個人に払い下げられた(2018年の売買契約書あり)。山下氏はかなり前の網のため、すでに購入記録はないが、記憶により16年ほど前に導入したものと推察される。 漁協内で潜水業者会(4人)を組織しており、そこが網洗いを請け負っている。洗浄機械は漁協が平成23年に購入し、貸与していたが、平成29年10月31日に払い下げした。その記録がある。 「養殖業者会・イケス洗浄潜水業者会　協議会」(平成26年12月17日)の議題(取り決め事項)で年3回洗うことを決めた。 倉田氏は潜水しない。山下氏は自分で潜水もする。場合により機械洗浄(4台)のあと潜水して点検、追加洗浄をする。その時に網の点検をしている。 天井網はしていないところが多いが、魚が上からジャンプして逃げ出した事例はこれまで報告されていない。台風時などに波をかぶりそうな場所ではその時に天井網を設置する。 モジャコの時は網目の小さい化繊網を使用している。 網の洗浄、点検手順について文書化されていない。			
		c. 養殖場が閉鎖的なシステムで栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること: - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること · システムの堅牢性 · 食害動物の管理 · 記録保持 · リスク要因となる事象の報告(例:穴、インフラの問題、処理のミス) · 上記の項目全てを網羅する従業員研修 · 脱走防止および計測技術に関する従業員研修	閉鎖的なシステムではない。			
		d. 計画で決められたとおりに記録を保持すること	今後新しい網を導入した際には導入時期についての記録を残すこととなる。			
		e. 脱走防止計画と管理に関する従業員研修を養殖場の計画通りに実施すること	養殖標準作業手順書を各生産者に配布している。配布記録がある。 養殖業者会全大会が年数回あり、その際に要点を説明している。 組合員に配布する漁協だより(第428号、平成31年3月1日発行予定)でも網洗い、施設の点検についての記事を載せている。			
		g. その他。具体的に記入	2020: 他の3生産者もKIKONET(折りエステル製)を使用しており、管理方法も同じである。 モジャコの生簀には天井網を張ることもある。 網の洗浄、点検手順が養殖業者版の「養殖標準作業手順書」(2019年7月2日改訂)へ追記され、これにより文書化されたことを確認した。 2019.1の軽微な不適合を解除とする。			

3.3.2	指標：操業には養殖魚の脱走および個体数の計測に関する詳細な記録をとり、それを保持すること。これには、網の裂け目、推定脱走数、活け込み数と回収数の比が含まれる。 要件： 必要 適用範囲：すべて	a. 死亡数、活け込み数、収穫数（回収尾数）および脱走事故の詳細および想定される脱走数（網の裂け目を通った個体）に関する記録を保持すること	生簀ごとの養殖日誌を各生産者が作成している。毎日の斃死数、飼料名、給餌量、薬品名、薬品数量を記録している。また月初めの尾数、平均魚体重（実測または推定）を記録している。倉田氏、山下氏の養殖日誌を確認した。	適合		
		b. 直近の完了した生産サイクルに関して、上記の手引きの記述に従い記録のない種苗の脱走数を算定すること。初回監査時は、養殖場は計算法と現行の生産サイクルの収穫後に記録のない損失数を公表する要件があることを理解している旨示すこと	ワクチン接種時に各生産者でカウントし、分養時にもカウントしている。各生産者でグループを組み、そのグループ内で行っている。薬品業者、飼料業者も手伝う。 養殖日誌の数量を漁協のオペレーターが入力し、すべて出荷した最後に「サラエ」をし、日誌の記録と出荷数量の差を把握する。差が大きい（5%以上程度）時に本人に理由を確認する。これまで、出荷段階で逃亡に気付いた事例（原因不明の脱走）はない。			
		c. 3.3.2bの結果を公開すること。すべての生産サイクルについて、いつ、どこで（例：会社のウェブサイトにアップされた日時）記録が公開されたかの記録を保持すること	今後、ASC対象魚の脱走が判明した際には、JSI（日本ブリ類養殖イニシアチブ）のホームページで公開することとしている。養殖標準作業手順書（漁協版）9.C.③に手順を記載している。これまで報告すべき脱走事例はない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: JSI（日本ブリ類養殖イニシアチブ）のホームページで脱走の数を公開していることを確認した。 http://seriola.org/member/azuma-cho/ 2020年度の脱走はゼロであることを確認した。 池入れから水揚げまでの歩留まりは通常9割程度であり、ASC対象生簀では病気での斃死数が増えるため8割5分から8分程度である。想定歩留まりとの比較でも脱走の有無を確認できる。 育成の状況により分養することもあり、その際にはカウントする。分養せずに大きな生簀に全部移し替えることもあり、その際にはカウントしない。			
3.3.3	指標： 地域由来ではない選抜育種種苗または非選抜育種種苗の場合、または地域由来ではない天然種苗の場合、2年間で30%の脱走事故が3回以上発生すること 要件： 不可 適用範囲：すべて	a. 栽培中の種苗が選抜育種か、非選抜育種だが地域由来の種苗ではない、または地域で採捕されていない天然稚魚かについて確定すること。どれにも当てはまらない場合、要件3.3.3b～dは適用されない	ASC対象魚は南種子島漁協から購入した種苗である。地域由来の非選抜の天然種苗なので、該当しない。	適合		
		b. 必要に応じて、発生したまたは発生が疑われる脱走の全事案について、日付と原因を特定し、脱走個体数を推定し、モニタリング記録を保持すること				
		c. 必要に応じて、直近の生産サイクルの全ストックの脱走数（発生回数と個体数）を集計すること				
		d. 必要に応じて、3.3.3aのモニタリング記録を、養殖場が最初に認証を受けた生産サイクルから10年以上保持すること				
		e. その他。具体的に記入	2020： 現在ASC対象魚は人工種苗である。該当しない。			

3.3.4	指標：ブリ・スギ類養殖における全ての脱走事故は関連する官庁に報告可能であること 要件： 必要 適用範囲：すべて	a. 脱走に関し、推測も含め全ての事案の詳細について書類を作成すること。報告できる脱走の詳細と3.3.2bの結果を監督官庁に対し公表すること	脱走事例の官庁への報告義務はない。万が一脱走が起こった場合は、共済金請求のために共済には報告する。 台風被害の時には被害数を県から質問され報告することはある。	適合		
		c. その他。具体的に記入	2020： 変更なし。生簀枠の破損やロープ・網の破損など台風の被害はないことを確認した。			
判定基準3.4 種苗の調達						
3.4.1	指標：購入もしくは採捕した天然稚魚が、公的な漁業アセスメント（例：FishSource）を実施している漁業またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセス（FIP）にある 要件： 必要 適用範囲：すべて	a. 種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること	3.2.1のとおり、組合全体での種苗の採捕、購入記録がすべて保管されている。	適合		
		b. 天然種苗の漁業に関するFishSource評価またはMSC認証の証拠を提示すること。FishSource評価またはMSC認証が利用可能ではない場合、3.4.1cに進むこと	ブリのFishSource Socreを2017年に確認し、バイオマススコアが8点以上であった。			
		c. 天然稚魚の調達元である漁業がISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼ある漁業改善プロセスにあることを監査チームに示すこと	漁業改善プロセスに取り組んでいるモジャコ漁業は現在存在しない。			
		d. その他。具体的に記入	2020： WEBサイトによって最新（2020年7月1日）のブリのFishSource Socreが確認され、画面が記録保存されていた。今後も定期的に最新のスコアを確認する必要がある。審査時に確認したところ、FishSource評価は利用可能であった（Stock Health; Current Health; >8）。 2019.2の軽微な不適合を解除とする。			
3.4.2	指標：購入もしくは採捕した天然稚魚の供給源までのトレーサビリティー 要件： 必要 適用範囲：すべて	a. ふ化場または種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること。	3.2.1のとおり、記録がある。人工種苗、種子島種苗は1社に委託し運搬船で運搬してもらっている。納品日が記録されている。サウスシーズは自社船で運搬する。すべてモジャコのトレーサビリティは明確になっている。	軽微な不適合	【軽微な不適合】 種苗受入時の証票がなかった。 種苗生産施設から中間育成施設、中間育成施設から養殖場まで、種苗の全てのトレーサビリティの証票が求められる。 Business to Businessではなく、補助事業という特殊な取引きによる書類不足であり、受入時商標以外の書類は記録されていたため軽微な不適合とする。	
		c. その他。具体的に記入	2020： 3.2.1のとおり、記録がある。 ASCの種苗は人工種苗であり公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会から受け入れた。この人工種苗の育成は国の補助事業として運営された。しかし、公的資金による補助事業のため、種苗の売買が発生せず、種苗受入時の証票がなかった。人工種苗、種子島種苗は委託し運搬船で運搬してもらっている。納品日が記録されている。 種苗の全てのトレーサビリティの証票が求められる。			

判定基準4.1　飼料の海産原料のトレーサビリティーと透明性						
4.1.1	指標: 飼料メーカーによる魚粉・魚油のトレーサビリティーを示す書類の提示 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること	ASC対象魚に使用する飼料の飼料会社は1社である。日常的に取引をしており連絡先は明確である。飼料は漁協が窓口となり購入している。購入時の購入記録がある。	適合		
		b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造に付随するASC要件を書面で知らせ、ASCブリ・スギ類基準の写しを送付すること	飼料会社にASCの要件を伝えていた。飼料会社担当者に聞き取りを行い、要求事項をよく理解していたことを確認した。			
		c. 養殖場に供給している各飼料メーカーに関し、独立した第三者機関によるメーカーの監査が最近完了していることを確認すること。ただしそれは飼料投入のトレーサビリティー評価を含むISEAL適合基準に対するものであること。直近の監査報告書の写しを、飼料メーカーごとに入手すること	飼料製造2工場でISO22000の認証を取得(2017年9月25日)しており、トレーサビリティの監査が含まれている。			
		d. ブリ・スギ類餌料の製造に使用される全ての魚粉と魚油のトレーサビリティーを会社として保証する旨の飼料メーカーならびに販売業者からの証言を入手すること	飼料会社から出されている「養魚用飼料の品質証明書」、飼料の「表示票」、製品規格書がある。			
		f. その他。具体的に記入	2020: 引き続き同じ飼料会社の飼料を使用している。飼料会社の品質管理部から発行された「飼料のロットごとに使用された原材料が特定できるよう管理している」旨のトレーサビリティに関する誓約書(2019年5月20日)を確認した。飼料会社のISO22000のサーベイランス結果に問題がないことが確認されていた。飼料会社から飼料内容に変更はない。			

判定基準4.2 飼料の効率化と最適化						
4.2.1	指標: a) ブリ類のFFDR(Forage Fish Dependency Ratio)の魚粉(FFDRm)と魚油(FFDRo)(別紙1の計算式を参照) ヒレナガカンパチ(Seriola rivoliana)、カンパチ(S. dumerili) ブリ/ハマチ(S. quinqueradiata) b)スギのFFDR(別紙1の計算式を参照) 要件: a) ヒレナガカンパチ・カンパチ[16] FFDRm≦2.9、FFDRo≦2.9 ブリ・ハマチ FFDRm≦6.0、FFDRo≦7.0(現在) FFDRm≦4.8、FFDRo≦5.0(3年) FFDRm≦2.9、FFDRo≦2.9(6年) b) スギ FFDRm≦6.0、FFDRo≦6.0(現在) FFDRm≦4.8、FFDRo≦4.0(3年) FFDRm≦2.9、FFDRo≦2.9(6年) 適用範囲:すべて	a. 以下の項目を含む使用している飼料の詳細な目録を保持すること · 各配合組成の使用量(kg) · 使用した各配合飼料に含まれる魚粉と魚油の含有率(%) · 使用した各数式での魚粉と魚油の供給源(漁業) · 各配合組成中の副産物由来の魚粉と魚油の配合率(%) · 裏付け資料と飼料販売業者による署名入り宣誓書	飼料会社からの「品質証明書」がある。原材料名、産地が明記されている。各飼料の「履歴配合率表」があり、レシピは常に一定である。魚粉、魚油の%が記載されている。使用した魚粉原料のロットNo.も明確にされている。魚粉の品質証明書がある。	適合		山下氏 eFCR=2.08、FFDRm=3.50 倉田氏 eFCR=2.38、FFDRm=4.06 勇進氏 eFCR=2.36、FFDRm=4.01 岩内氏 eFCR=2.13、FFDRm=3.56 橋口氏eFCR=2.28、FFDRm=3.86
		b. FFDRmおよびDDFRoの計算に際し、水産副産物から精製した魚粉や魚油を除くこと(例:別紙1の手引きで詳しく記載しているような食糧消費向けの漁業からの残さ)	副産物由来の原料は除外して計算している。			
		c. 別紙1の数式を用いてeFCRを算定すること	eFCRは山下氏2.01、倉田氏2.02、FFDRmはそれぞれ3.73、3.63、FFDRoはどちらも0である(2020年2月15日までの出荷分)。 また、2020年8月6日までの出荷分については、 山下氏 eFCR=2.08、FFDRm=3.50 倉田氏 eFCR=2.38、FFDRm=4.06 勇進氏 eFCR=2.36、FFDRm=4.01 岩内氏 eFCR=2.13、FFDRm=3.56 橋口氏eFCR=2.28、FFDRm=3.86 でありFFDRoはいずれも0であった。 同じ飼料を使用するので 出荷時にも基準値を十分クリアできる見込みである。今後の分も出荷時に検量を行い、最終確認を行う予定。			
		d. 別紙1の数式を用いてFFDRmならびにFFDRoを算定すること				
		e. その他。具体的に記入	2020: ASC対象魚について、eFCR、FFDRm、FFDRoが計算されていた。FFDRm、FFDRoとも上限値を下回っていたことを確認した。			
4.2.2	指標: 生餌およびモイストペレットの使用 要件: 養殖場が位置する同一の生態系 から調達すること 適用範囲:すべて	a. 養殖場で使用している生餌およびモイストペレットの記録、魚の産地、漁獲海域に関する記録を保持すること	生餌及びモイストペレットは使用していない。	適合		
		b. その他。具体的に記入	2020: 変更なし。			

判定基準4.3 海産原材料の責任ある調達						
4.3.1	指標: 飼料に使われる魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーで生態学的持続可能性を推進する枠組みによる認証漁業由来であること 要件: ASCブリ・スギ類基準発行日から5年以内 適用範囲:すべて	a. ISEALメンバーである認証制度の認証を得た飼料メーカーで使用している魚粉と魚油の相対量を示す書類を入手すること	魚粉、魚油の90%以上は、ISEAL Associateメンバーであるの IFFO RS認証を受けていることを、原料メーカーからの証明書で確認していた。	適合		
		b. ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料を調達に対する養殖場の決意を示す書類を用意すること	ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料の調達に対する養殖場の決意を示す書類はまだ準備されていなかった。			
		c. ブリ・スギ類基準の発行から5年以上経った監査では、飼料中の魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーである認証制度の認証を得た漁業由来とする要件を確認できる書類を提示すること	IFFO RSは現在Associateメンバーであり正式メンバーではないため本指標を満たさないが、ブリ・スギ類基準の発行(2016年10月)から5年未満のためまだ本基準は適用されない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 変更なし。ブリ・スギ類基準の発行(2016年10月)から5年未満のため該当しない。			
4.3.2	指標: 4.3.1の達成に先立ち、飼料に使われている魚粉と魚油のFishSourceスコアが6点以上、ただしバイオマスに関しては8点以上であるか、信頼のある、期間設定された漁業改善プロジェクト(FIP)に取り組んでいる証拠を示すこと 要件: 飼料に使われる魚粉と魚油の80%以上が(副産物由来の魚粉および魚油を除く)がこの判定基準を満たすこと 適用範囲:すべて	a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から 飼料製造に使用した魚粉と魚油の80%以上がFishSource評価を個別に確認すること または	4.3.1が達成できていたため、4.3.2は該当しない。	該当しない	4.3.1が達成できていたため、4.3.2は該当しない。	
		b. 特定の魚粉や魚油原料について、FishSource評価が無い場合、魚粉や魚油の販売業者に対し信頼のあるFIPに取り組むよう働きかけた証拠を取りまとめること				
		c. その他。具体的に記入	2020: 飼料内容に変更はない。			
4.3.3	指標: IUCNレッドリストに含まれる絶滅危惧種1A類、1B類、2類に該当する魚種の副産物または残さ由来の魚粉または魚油を原料とした飼料の使用 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 副産物および残さに由来する全ての魚粉魚油についてその供給源となる漁業のリストをまとめ保持すること。4.2.1aの情報と一致すること	残渣由来の原料について、その由来を確認していた。	適合		
		b. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、IUCNレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類および2類に分類される魚種由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言を入手すること	飼料会社から、、IUCNレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類および2類に分類される魚種由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言と、その根拠が提示された。			
		c. IUCNによって絶滅危惧2類に指定されているが、そうとは見なされていない地元の資源から調達されている種に由来する魚粉または魚油の場合、関連種や個体群の状態の地域差に基づく例外の請求を裏付ける証拠書類を入手すること。				
		d. その他。具体的に記入	2020: 飼料内容に変更はない。			
4.3.4	指標:同属由来の飼料原料 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、魚粉と魚油が養殖種と同属の魚種由来ではないとする証言を得ること	飼料メーカーから、魚粉と魚油が養殖種と同属の魚種由来ではないとする証言と、その根拠が提示された。	適合		
		b. 飼料メーカーが養殖対象とする魚種と同属を餌料原料として利用していないことを確認できる作業手順に関する証拠書類を入手すること。使用される可能性があるすべての魚粉と魚油(雑魚、廃棄、残さ、副産物を含む)を含めること				
		c. その他。具体的に記入	2020: 飼料内容に変更はない。飼料会社の品質管理部から発行された「飼料のロットごとに使用された原材料が特定できるよう管理している」旨のトレーサビリティに関する誓約書(2019年5月20日)を確認した。			

判定基準4.4 飼料中の非海産原料の責任ある調達						
4.4.1	指標: 飼料メーカーの、国際的に認知された作物栽培一時停止令ならびに地域法令に従ったトレーサビリティーと責任ある原料調達方針に関する書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること	ASC対象魚に使用する飼料の飼料会社は1社である。日常的に取引をしており連絡先は明確である。飼料は漁協が窓口となり購入している。購入時の購入記録がある。	適合		
		b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造と供給に関するトレーサビリティーと責任調達に付随するASC要件を書面で知らせること	飼料会社にASCの要件を伝えていた。飼料会社担当者に聞き取りを行い、要求事項をよく理解していたことを確認した。			
		c. 養殖場が使用する各飼料メーカーについて、独立の第三者の認証機関による、飼料材料のトレーサビリティー評価を含むメーカーの監査が最近完了したことを確認すること。各飼料メーカーの直近の監査報告書の写しを入手すること	飼料製造2工場でISO22000の認証を取得(2017年9月25日)しており、トレーサビリティの監査が含まれている。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 飼料内容に変更はない。			
4.4.2	指標: 遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用に関する書類の提示 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 飼料販売業者から遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用の詳細に関する証言を入手すること。この要件は飼料に遺伝子組み換え材料を含むか含まないかを知ることであり、反対であることを主張するものではない。	大豆油かす、コーングルテンミールは遺伝子組み換え不分別である。 飼料会社からの「品質証明書」がある。遺伝子組み換え不分別(コーングルテンミール)について記載されている。	重大な不適合	【重大な不適合】 販売先が確定したものの、遺伝子組み換え不分別の原料を使用していることは販売先に伝えられていなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 販売先に対し飼料に使用している遺伝子組み換え・遺伝子改変した植物原料のリストを公開し、この公開に関する証拠書類を保持すること。初回監査については、養殖場は監査日の6か月より前に記録を公開していること	2020: 遺伝子組み換え原料の使用の有無を明示するよう、漁協から飼料会社への要望書(2016年1月7日)を確認した。 販売先が確定したものの、遺伝子組み換え不分別の原料を使用していることは販売先に伝えられていなかった。			
		c. その他。具体的に記入				

4.4.3	指標: 非海産原料に関し、環境および社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証スキームによって認証されたものの使用率 要件: 大豆とパーム油に関しASCブリ・スギ類基準の発行から5年以内に80%であること 適用範囲:すべて	a. ISEALメンバーの認証制度の認証をうけた飼料製造に用いられる非海産原料の相対量を示す書類を入手すること	大豆油かす、パームオイルを使用しているが、現状はまだ認証を得たものは使用していない。ブリ・スギ類基準の発行から5年未満のため該当しない。	重大な不適合	【重大な不適合】 ISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書が、審査日までに提出されなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 適合していない養殖場の場合、環境と社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書を用意すること	2020: ISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書が、審査日までに提出されなかった。			
		c. ブリ・スギ類基準発行より5年以上経過した監査の場合、飼料に用いられる非海産原料の80%以上が環境と社会的持続可能性について取り組むISEALメンバーの認証由来であることを確認できる書類を提示すること				
		d. その他。具体的に記入				
原則5:養殖魚の健康と福祉の率先した管理、ならびに疾病の伝染リスクの最小化						
判定基準5.1 天然資源に対する病害虫の伝播						
5.1.1	指標: 地域主体の管理制度(Area-Based Management:ABM)への公式な参加表明 要件: 当該制度がある場合、疾病ならびに処置に対する耐性管理についてのABMへの参加 適用範囲:すべて	a. 養殖場のABMへの参加を示す記録ならびに制度の有効性に関する情報交換の記録を保持すること	ABMは当地域には存在しないため、該当しない。 2020: 変更なし。	該当しない	ABMは当地域には存在しないため、該当しない。 2020: 変更なし。	
		b. ABMが疾病および処置に対する耐性管理についてどのように調整しているかを記述した資料を認証機関に提出すること。例えば、活け込み、養殖休止、治療措置の調整や情報共有など。				
		c. 監査員がABMが範囲、枠組みへの最小出席率、構成員、調整要件の定義に準拠しているかを評価するに十分な資料を閲覧できるようにすること。				
		d. その他。具体的に記入				

5.1.2	指標: 天然資源に対する害虫または寄生虫の潜在的な影響を測定するために、相互に合意された調査について、当該地域のNGO、研究者、行政機関と協働することの合意文書 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 天然個体群への影響評価の協働合意に関して、養殖場およびその子会社が外部関係者(NGO、研究者、行政機関)とのやりとりを示す記録の保持すること。記録には、支援と協働の要請、要請に対する回答が含まれていること	天然魚への寄生虫はこの地域では線虫以外観察されていない。 これまで外部機関からの協力依頼はなかった。	適合		
		b. 5.1.2aの調査活動の実施に際し、資金面以外での支援いずれかを行うこと - 研究者に養殖現場のデータを提供すること - 養殖場まで直接アクセスできるようにすること - 調査活動をサポートすること	2020: 外部機関からの協力依頼がなかったことを確認した。毎年2月に「南中九州西四国魚類防疫会議」(主に鹿児島、宮崎、高知、愛媛)が開催されるが、2020年はCOVID-19のため開催されなかった。			
		c. 養殖場およびその子会社が、調査計画への協力要請を断る際には、提案を断る正当性を書面にて記録すること				
		d. 養殖場が5.1.2aの調査活動を支援していることを示すために、協力した調査の記録データを保持すること				
		e. その他。具体的に記入				
5.1.3	指標: 外部寄生虫の現場検査が結果も合わせて容易に閲覧できること 要件: 必要(検査後7日以内に結果が公表されていること) 適用範囲:すべて	a. 外部寄生虫の年間検査スケジュールを準備すること	「東町漁協　養殖魚健康管理計画」に記載している。対象生簀については、体測時に実施する(原則月1回、冬場は魚が上がってこないので捕まえることができず、実施できない)。 参考情報として、天然魚の外部寄生虫の有無については、東町漁協市場の協力を得て、ブリの水揚げがあった時に実施する。天然魚の2017年の写真記録を確認した。	適合	【観察事項】 検査結果はJSI(日本ブリ類養殖イニシアチブ)へメール通知し、ホームページで7日以内に公開する体制をとっている。公開された情報を確認したところ、検査ごとの記録となっておらず、年間の平均値が記載されていた。またJSIに連絡した情報が掲載されるまでにタイムラグが見られた。ハダムシはほとんど確認されていなかった。JSIと協力し、検査ごとの結果が分かるようにすること、結果が速やかに公開されるようにすることが望ましい。検査結果の情報公開体制は整ったが、その方法に改善が望まれるため、観察事項とする。	
		b. 養殖現場における外部寄生虫の検査結果を保持すること。悪天候によりスケジュールを変更した場合、事象と根拠を書面で保持すること	検査が実施できなかった時は、体測メモに理由を明記する。これまでハダムシは観察されていない。これまで体測は行っているが、ハダムシの有無について明確に記録には残していなかった。			
		c. 外部寄生虫の検査法(個体数の計測および識別を含むこと)を書面化しておくこと。検査法は国もしくは国際標準に従い、ランダムかつ必要最小限以上の回数のサンプリングを実施し、外部寄生虫の種およびライフステージの同定を行うこと。閉鎖式養殖で他の検査法(ビデオ撮影など)を採用したい場合、養殖場は認証機関にその手法の詳細と有効性を説明すること。	「東町漁協　養殖魚健康管理計画」に記載している。ランダムに5尾採取し、淡水に3～5分つけ、白濁したハダムシの数と大きさを確認し、記録する。			
		d. 検査結果は7日以内に一般に公開(会社のウェブサイトにアップするなど)すること。必要な場合、関係者が報告書類を閲覧できるようにすること	検査結果はJSI(日本ブリ類養殖イニシアチブ)のホームページで7日以内に公開することとしている。しかしまだ公開されていなかった。			
		e. 検査結果がいつどこで公開されたかの記録を保持すること	2020: 体測を行った際に、ハダムシの有無について記録を残していることを確認した。検査結果はJSI(日本ブリ類養殖イニシアチブ)へメール通知し、ホームページで7日以内に公開する体制をとっている。公開された情報を確認した。 検査は都度実施されているが、2019年の公開された情報を確認できなかった。年間の検査スケジュールや情報公開の実運用などの体制を構築することを推奨する。			
		f. 検査結果を年1度以上ASCに提出すること				
		g. その他。具体的に記入				

判定基準5.2 化学物質と治療						
5.2.1	指標: 地方行政の法律で禁止された治療措置、世界保健機関でヒト医薬品において非常に重要な抗生物質の使用 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. WHOのヒト医薬品における非常に重要な抗生物質の現在のバージョンを保持すること	WHOの抗生物質リスト(2016年第5版)を準備していた。	適合		
		b. 魚類養殖において法律で使用が禁止された治療薬リストならびに魚類養殖において法律で使用が認可された治療薬リストを保持すること。	農林水産省の水産用医薬品リスト(平成30年1月31日、第31報)で使用が認められているリストを準備している。それ以外は使用が禁止されている。			
		c. 養殖場が現行の生産サイクルで、いずれかの魚に対してヒト医薬品における非常に重要な抗生物質または魚類養殖で禁止された治療薬を使用していた場合、監査実施に先立ち認証機関に通知すること	禁止されている薬品は使用していない。			
		d. 5.2.1cで使用が確認された場合、指標を順守している生産部分のみを認証するために、認証機関から5.2.1の要件に対する適用除外を申請すること。監査に先立ち、どの所有施設で処置し、養殖場がどのようにして収穫時および収穫後において処置し、個体を完全に追跡、分離したかなど治療の詳細を確かめるのに十分な記録を認証機関に提供すること。	2020:「水産用医薬品について」第33報農林水産省 (2020年1月31日)を確認しており、内容を十分理解している。養殖日誌一覧表にて全てのASC対象魚の投薬記録も確認した。ASC対象生簀ごとに記録されている。OTC、ハダクリーン(主成分:プラジクアンテル)、マリンサワー(主成分:過酸化水素)、プラジクアンテルを使用した。禁止されている薬品は使用していない。			
		e. その他。具体的に記入				
5.2.2	指標: 化学的抗菌処理の予防的使用(プレバイオティクスまたはワクチン投与を除く) 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 現行および先の生産サイクルにおける化学的抗菌剤の全購入記録を保持すること	薬品は漁協の購買課が一括購入し、必要に応じ各生産者に販売している。購買課で記録を保持している。	適合		
		b. 薬品治療に関する全事例の詳細な記録を保持すること(5.2.1aおよび5.2.3も参照)	薬品を使用した際には、養殖日報に使用記録を毎日記録している。			
		c. 現行および先の生産サイクル期間中に使用した化学的抗菌剤による処方回数および総使用量を算出すること(5.2.9も参照)	化学的抗菌剤の予防的使用は行っていない。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 化学的抗菌処理の予防的使用はなされていなかった。漁協から指示箋を発行しないと薬品を投与できない仕組みとなっている。			
5.2.3	指標: 養殖場の指定獣医によって承認された包括的な魚の健康管理計画を有していること。それには、以下のいずれかを含むこと。a) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種、b) 獣医が承認した魚の健康管理 に関する代替計画 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 病害虫の特定ならびにモニタリングに関する項目を含む魚類の健康管理計画を策定すること。この計画は養殖場のより包括的な計画書の一部としてもよい	「東町漁協　養殖魚健康管理計画」を作成している。	適合		
		b. 魚類健康管理計画が以下のいずれかの手順を必須としているかを確認できるよう書類作成を実行すること 1) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種 2) 獣医が承認した魚の健康管理に関する代替計画	ワクチンの種類は各自の判断だが、ワクチン接種は必ず行っている。連鎖球菌系が必ず入っている。農林水産省の水産用医薬品リストに従うこととなっている。ワクチン接種の講習は薬品会社より各生産者が受けている。			
		c. 養殖場の現行の魚類健康管理計画が養殖場の指定獣医のチェックを受け承認されていること	健康管理計画は漁協職員の石田幸生氏が作成し、獣医師の田中泰彰氏、魚類防疫士の上野翼氏が承認している。			
		d. 養殖場は魚体、卵、稚魚の移動、SPFステータスおよび検疫状態に関連した国際獣疫事務局(OIE)の規則に準拠していることを示すこと(http://www.oie.int/international-standard-setting/aquaticcode/access-online/　参照)	国内の規制に従って養殖を行っているため、OIEの規則にも準拠している。OIEに報告すべき病気は発生していない。			
		e. その他。具体的に記入	2020: 変更なし。獣医師によって承認された「東町漁協　養殖魚健康管理計画」を保持しており、計画通りに運用していることを確認した。			

5.2.4	指標: 養殖現場における抗駆虫薬処理。ただし、淡水、ホルマリン、過酸化水素水を除く 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 魚類健康管理計画における養殖手順の中での種苗に対し処方してもよい抗駆虫薬を識別すること。使用するすべての抗駆虫薬製品について製品安全データシート(MSDS)を提出すること。淡水に限ってのみ、ホルマリンおよび過酸化水素水は許容されそのほかについては禁止である。	マリンサワー(過酸化水素)の適正使用の手順書がある。しかしASC対象生簀では使用していない。	適合		
		b. すべての医薬品に関連する記録、獣医ならびに治療薬販売業者に関する記録を提示すること。処方箋や処置記録に加え、請求書、研究所での検査結果も含むこと	漁協内で使用している薬剤についての指示箋がすべてデータで保管されている。ASC対象生簀では薬品を使用していない。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 変更なし。薬品投与の場合は、全て漁協からの指示箋によって使用される。マリンサワー、ハダクリーン、プラジクアンテルを使用している。ハダクリーン、プラジクアンテルについてはQ&A78によりASCから使用が許可されている。薬品の使用記録はすべて保管されている。ASC認証以前から記録を保管し続けており、20年分程度ある。			
判定基準5.3 育成環境への配慮						
5.3.1	指標: 後述する手法で算出した養殖場の溶存酸素(DO)の週平均% 要件: 飽和度が70%より大きい 適用範囲: すべて	a. 補正済みのDOメーターまたは同等の手法を用いて、1日2回以上溶存酸素飽和度(%)を測定し記録すること。初回監査時は、養殖場は6か月以上の記録がなければならない。毎週モニタリング欠かさずモニタリングを行うことは危険性を伴うこともあり、現実的かつ賢明な解決策があることをASCは認識している。例えば悪天候時など、どんなことがあっても労働者の安全を軽視してはならない。	海中に吊り下げたセンサーで毎日DOを自動で測定している。データは定期的に回収し、センサーの校正を行っている。養殖場からは少し離れているが、月1回の他の地点での測定値と比べると、大きな差はなく、少し低い傾向があるため、このセンサーでの測定値が養殖場全体の値を代表していると考えられる。過去6か月以上の記録がある。	適合		
		b. 測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記述し提示すること	DOの欠測があった。理由は明らか(センサーの設定日数をオーバー)だが、明記されていなかった。			
		c. データに基づき週平均飽和度(%)を算出する	週平均飽和度が算出されていた。			
		d. 週平均DO値が70%を下回る場合、あるいはその水準に近づいている場合、参照地でDOを測定・記録し、養殖場の水準と比較すること(ガイド参照)	DO値が70%を下回った時はなかった。			
		e. DOの測定と補正作業を監査員に視察してもらうよう調整すること	現地確認の際に、DOセンサーと校正作業を確認した。			
		f. その他。具体的に記入	2020: DOの欠測理由(センサーの設定日数をオーバー、公正、膜交換など)が明記される様式と、記入運用を確認した。過去の欠測はカレンダーの設定ミスが原因であったことが判明した。解除とする。 直近の1年で養殖場のDOの週平均%が70%を下回った週はなかったことを確認した。			
5.3.2	指標: 5.3.1に関し、1週間のサンプルのうち、DO飽和度が70%未満となった割合の最大値 要件: 5%未満 適用範囲: すべて。ただし、養殖場におけるDO測定値が参照地のそれと一致していることを示すことができる場合、70%より大きな飽和度を確保できない養殖場に対し適用除外が承諾される	a. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となった試料の割合を算出する	DO値が70%を下回った時はなかった。 夏場に干満差がなく酸素供給が十分に行われないときには、酸素を消費しすぎないよう、エサやりを止める取り決めをしている。	適合		
		b. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となったDO測定の割合が5%より大きい場合、認証機関に連絡を行うこと				
		c. その他。具体的に記入	2020: 直近の1年で養殖場のDOの週平均%が70%を下回った週はなかったことを確認した。			

原則6：責任ある労働環境をもった養殖場の運営						
判定基準6.1 児童労働と若年労働者						
6.1.1	指標：児童労働の件数 要件： 0件 適用範囲：すべて	a. ほとんどの国では、雇用の最低年齢は15歳としてある。例外的事例は2つある。 · 発展途上国において、雇用最低年齢が14歳[30]と法的に定められている場合、 または · 法的な雇用最低年齢が16歳以上と定められ、かつその国の規制に従わなければならない場合 法的な最低雇用年齢が15歳ではない国で、養殖場が操業を行う場合、養殖場はその事実を示す書類を保持すること	日本の労働基準法、第56条（最低年齢）には、就労の最低年齢が15歳と定められており、「使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。」と明記されている。 児童労働は行っていない。就業規則などで最低年齢は規定していない。雇用契約時に契約書、本人確認書類（運転免許証、住民票など）で年齢を確認している。 現地確認でも児童労働に該当すると思われる事例は観察されなかった。	適合		0件
		b. 正規雇用の年禄は15歳以上であること（6.1.1aに記載した国を除く）				
		c. 雇用者は要件に対する適合性を十分に示す人事記録を保持すること				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標（原則6および原則7）は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.1.2	指標：若年労働者の保護されている割合 要件：100%. 適用範囲：すべて	a. 若年労働者は企業方針と研修プログラムで正しく身元確認でき、すべての若年労働者は職務記述書の対象であること	養殖とは直接関係しないが、漁協の加工場で、年末の繁忙期に地元高校生（15歳以上18歳以下）のアルバイトを雇っている。	適合		100%
		b. すべての若年労働者（15歳以上18歳未満）は身元確認ができ、その年齢は身分保証書のコピーで確認できること	親、学校の承諾書、健康診断書の提出が必須であり、これで身元確認を行っている。			
		c. 日就業時間の記録（タイムカードなど）の利用は、すべての若年労働者が対象となること	アルバイトは8時から17時が基本労働時間であり、労働時間はすべて記録されている。始業は朝の朝礼時からであり、終業は早く帰る人は責任者に報告して終業時間を記録し、定時で帰る人は定時の終業時間を記録している。			
		d. 若年労働者の場合、一日の移動時間、労働時間、就学時間の合計が10時間を超えてはならない	アルバイトは学校が休みとなる年末の冬休みの間で、12月31日までの期間である。8時から17時が基本労働時間である。それより前も後もあるが18時には全員帰宅する。そのため、1日10時間を超えることはない。			
		e. 若年労働者は危険な現場での作業もしくは危険作業に従事させてはならない。悪天候時の浮体式生け簀での作業は危険作業とみなされる	加工場内での単純作業を行っており、危険作業は行わせない。			
		f. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標（原則6および原則7）は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

判定基準6.2 強制・拘束・奴隷労働						
6.2.1	指標: 雇用者が雇用完了時に雇用者の給与、財産、便益の一部を差し引いた件数 要件: 0件 適用範囲:すべて	a. 労働者は退職する自由、職場を離れる自由があること、そして雇用者の給与、財産、便益の一部の控除の対象となっていないこと、または通常の法律または契約にあること以外の義務を雇用者に対して負っていないことを示すこと	労働者に負債を負わせている事実はない。 就業時間が決められており、就業時間外で拘束することはない。 労働契約書で退職時には30日以上前に申告することとなっているが、退職は本人の自由である。	適合		0件
		b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる	職員へのインタビューにて、従業員は労働契約の内容について理解しており、自己意思で職場を離れられることを確認した。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.2.2	指標: 被雇用者が雇用開始時に身元証明書の原本を引き渡すよう要求された件数(ただし、法的書類処理のための要求は除く) 要件:0件 適用範囲:すべて	a. 法的な書類処理で必要な場合を除き、労働者が身元証明書の原本を引き渡すよう要求されていないことを示すこと	身元証明書の原本は保有していない。運転免許証、住民票、マイナンバーのコピーを保管している。	適合		0件
		b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる	管理者および職員へのインタビューで確認した。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

判定基準6.3 職場環境における差別						
6.3.1	指標:現場における包括的で率先した反差別の方針、手続き、実践を示す書類。職場において性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向どに関係なく、すべての仕事に就ける権利についても言及すること 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 雇用者は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件によって、雇用、報酬、研修の機会、昇進、解雇および退職に関して差別を行わないことを記した率先的な反差別の書面による方針を提示すること	書面による反差別方針は作成されていない。	適合	【観察事項】 差別禁止の規定文書の案が作成されたことを確認した。この案が就業規則に盛り込まれ、理事会で可決される見込みである。軽微な不適合は解除とするが、就業規則改定を確認するため、観察事項とする。	
		b. 雇用者は差別の苦情に対し、その発生経緯、提起、そしてその対応を記した明解かつ透明性のある手続きを提示すること	職員が差別等の問題を感じた時には、各課の上司にまず相談する。 漁協の「コンプライアンス推進委員会設置要領」があり、コンプライアンス委員会が設置されている。委員会は原則年2回開催される。課内で解決できない問題については、ここで正式な苦情を受け付けることとなっている。「苦情処理記録簿」に記録する。直近の苦情は平成27年9月のもので、解決していた。			
		c. 雇用者は同一労働同一賃金の原則、職業機会、昇進および昇給の均等の原則を積極的に尊重していることを示すこと	就業規則、給与規定等で、公平な賃金、昇給、昇進等が規定されており、これに従っている。			
		d. すべての管理監督者は多様性および差別禁止に多様性の率先した寛容さ関する研修を受けたことを示すこと。全職員が差別禁止に関する研修を受けている。効果があることが証明できる場合、外部研修、内部研修のどちらでも良い	理事研修、筆頭職員研修がある。 県による労務管理者の研修の参加記録がある。資料を回覧している。2017年7月6日に担当者が研修を受けた記録がある。 すべての管理者、職員が差別禁止に関する研修を受けたことを示す記録がなく、そのような機会は設けられていなかった。			
		e. その他。具体的に記入	2020: 差別禁止の規定文書の案が作成されたことを確認した。この案が就業規則に盛り込まれ、理事会で可決される見込みである。			
6.3.2	指標: 確認された差別の発生件数 要件: 0件 適用範囲:すべて	a. 雇用者は差別に関する苦情の全記録を保持すること。これらの記録は人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件に対する差別の証拠とはならない	差別は報告されていない。 職員へのインタビューでもそのような事例は確認されなかった。	適合		
		b.教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、ニーズに合わせるといった企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い				
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.3.3	指標: 全の労働者はその性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向に関わらず、支払、便益、昇進の機会が均等であること 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 反差別方針に、種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に依らない支払、便益、昇進の機会の均等を含めること	書面による反差別方針は作成されていない。6.3.1参照。	適合		
		b. 教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い	差別は報告されていない。 職員へのインタビューでもそのような事例は確認されなかった。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.3.4	指標: 配偶者の有無や妊娠を理由に、雇用者が被雇用者を解雇したり、妊娠、出産休暇の法的権利を拒否した件数 要件: 0件 適用範囲:すべて	a. 人事記録および被雇用者ファイルを確認し、解雇または育児休暇に関連する被雇用者の法的権利の拒否に関する根拠を確認する	現在産休者が1名いる。 育児休業、介護休業の規定もあるが、取得事例はまだない。 法的権利が拒否された事例は確認されなかった。	適合		0件
		b. 現場監査の際に、解雇や育児休暇に関する会社の対応に関する根拠について、被雇用者にヒアリングを行う	職員へのインタビューで、運動会などの子どもの行事で休みをとることはよくあり、休みは取りやすい雰囲気であることが確認された。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

判定基準6.4 労働環境の健全性と安全						
6.4.1	指標: 健康と安全な業務、そのための手続きおよび業務に関連した方針について研修を受けた労働者、従業員の割合 要件: 従業員6人以上で100% 適用範囲:すべて	a. 雇用者は、職場に潜む危険性から被雇用者を守り、事故やケガのリスクを最小化するため、作業と手順(緊急時マニュアルも含める)、方針を書面化し保持すること。情報は被雇用者に公開されること	安全に関する手順書はなかった。 加工場ではSOP(標準作業手順書)があり、安全の項目が含まれている。安全衛生管理規定があるがおおまかな内容であり、個別具体の作業についての安全手順は含まれていない。	適合		100%
		b. 被雇用者は緊急対応マニュアルについて理解していること	漁協の緊急事態発生時連絡体系図がある。 緊急避難口の表示や、加工場での法定避難訓練は行われている。 町の防災無線がある。 事故時には保険担当に連絡し、消防署の海難担当から漁協に救難依頼がある。年に1回、地元消防団が中心となって地域の救難訓練が実施される。「長島町救難所」が組織されている。2018年7月24日に訓練が行われた記録を確認した。 「火災・台風・地震等　災害対応マニュアル(平成19年3月12日制定)がある。 事故発生時の連絡先、津波発生時の避難経路が明示されていない。			
		c. 雇用者はすべての被雇用者に対して定期的に(年1回、新規雇用については直後に)健康と安全に関する研修を実施すること。潜在的危険性、リスクの最小化、労働安全と衛生、保護具の適切な使用について含むこと	組合だよりで不定期に安全について注意喚起を行っている。平成28年4月1日の組合だよりでライフジャケット着用を周知していた。 初任者研修で安全研修を行っている。 漁協主催で行う救命救急講習はないが、他で開催しているときに受講を促すことはある。 これまで不定期に安全研修が行われてきており、生産者、漁協職員とも安全に対する必要な認識を有していたことをインタビューで確認した。しかし定期的な安全研修は行われていないため、今後は定期的な実施が求められる。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 漁協の安全衛生管理規定(2015年5月1日施行)、 養殖標準作業手順書(東町漁業協同組合版　および養殖業者版　いずれも2019年7月2日改訂)、火災・台風・地震等災害対応マニュアルを確認した。 防災マップ、災害時の避難経路、緊急時連絡網、安全訓練、などの必要手順と情報が記載されていた。 解除とする。			

6.4.2	指標: 安全のための器具(防具)が支給され、手入れされ、そして使用されていること 要件: 必要。 適用範囲:すべて	a. 雇用者は予想される健康と安全に関する危険に対処するための保護具を労働者に支給すること	組合職員には安全装備を支給している。ヘルメット、手袋、安全靴、防寒具(冷蔵庫)、カッパ・長靴(市場)、作業衣(加工場) ライフジャケットのガス交換はまだ時期に達していない。 AEDはレンタルであり、業者が交換に来る。 各生産者は各自で安全装備を購入している。 観察事項:ヘルメットの耐久性は検証していない。	重大な不適合	【重大な不適合】 安全に関する手順書が用意されており、各自の安全装備使用に対する意識もあり、これまでに大きな事故も起こっていない。漁協だよりを毎月発行して組合員に配布しており、安全についても定期的に注意喚起している。しかし定期的な安全研修は行われておらず、保護具の適切な使用に関する定期的な研修も行われていない。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 被雇用者は保護具の適切な使用に関し毎年研修を受けること。事前に初期研修に参加した労働者については、新しい保護具が支給されるまでは年間更新講習は十分なこともあり得る	2020: 安全に関する手順書が用意されており、各自の安全装備使用に対する意識もあり、これまでに大きな事故も起こっていない。漁協だよりを毎月発行して組合員に配布しており、安全についても定期的に注意喚起している。しかし定期的な安全研修は行われておらず、保護具の適切な使用に関する定期的な研修も行われていない。			
		c. 上記の確認のため、被雇用者はインタビューを受けること				
		d. その他。具体的に記入				
6.4.3	指標: すべての健康上、安全上に関わる事故と違反は記録され、必要に応じて対策を講じること 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 雇用者は健康と安全に関わる事故を記録すること	労災事故が記録されている。直近では2018年11月6日に加工場で発生した。 組合の様式である「事故報告届出書」を提出する。 2018年11月14日の安全衛生委員会で話し合った記録を確認した。安全衛生委員会は加工場のみ。漁協職員は海上での危険が伴う作業は行わないため養殖に伴う事故は発生していない。 2名の生産者はこれまで怪我はなかったことをインタビューで確認した。 2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。	適合		
		b. 雇用者は業務上の健康と安全に関する違反行為すべてとその調査記録を保持すること				
		c. 雇用者は何らかの事故発生についても、是正措置計画を実行すること。計画は書面化し、根本原因の分析、根本原因に対する措置、是正措置、同様の事故の発生を防ぐ措置を含むこと				
		d. 事故や安全と健康に関する事件が発生したことで、どのような分析がなされそしてどのような手順が踏まれ、実行されたかを確かめるために、被雇用者にインタビューを行う				
		e. その他。具体的に記入				
6.4.4	指標: 国の法律によって保証されない場合、雇用者の責任において、いかなる事故やケガに対する被雇用者の費用負担を100%保証する証拠を提示すること 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 雇用者は全職員に業務上の事故または傷害に関する費用を補償する十分な保険を提供していることを示す書類を保持すること(国内法で補償されていない場合)。パートタイマー、季節労働者、外国人労働者に対しても同等の保証内容であること。事故費用を補償する雇用者の責任を記した契約書は保険についての有効な証拠となりうる	組合の職員は労災でカバーされている。 各漁業者には共済への加入を勧誘しているが、最終的には個人での判断となる。 2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。	適合		
		b. その他。具体的に記入				

判定基準6.5 賃金						
6.5.1	指標: 基本賃金(残業代とボーナスを含まない)が最低賃金を下回る労働者の割合 要件: 0%. 適用範囲:すべて	a. 雇用者は事業を行っている国における法定最低賃金を示す書類を保持すること。その国において最低賃金に関する規定が無い場合、雇用者は業界標準の最低賃金を示す書類を保持すること。本指標の目的は、最も弱い立場の労働者を保護するものであり、その他のスタッフ、例えば物品で給与が支払われるような管理者については、この指標の意図する「労働者」ではない。	鹿児島県の最低賃金は現在時給761円である(2018年10月1日から)。鹿児島県発行の書類を確認した。 毎年10月に鹿児島県により見直しが行われる。	適合	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。 業務としての休日出勤の場合は、休日勤務手当が支払われる体制であることを確認した。 解除とする。	0%
		b. 労働者の標準作業時間(48時間以内)における賃金が法的な最低賃金と一致もしくはそれ以上を維持していることを雇用者の記録から確認できること。法定最低賃金が規定されていない場合、現行の賃金が業界の標準に適合またはそれ以上であることが記録から分かるようにしなければならない。賃金が単価もしくは出来高支払の場合、労働者が法定最低賃金以上を(通常の労働時間範囲内で)無理のない範囲で得ているかを示す記録を示すこと	給与は最低賃金以上であることを給与明細のサンプルで確認した。 しかし、休日出勤の場合は休日出勤手当が定額で支払われており、長時間勤務となった時に最低賃金以上の計算となっているかどうか、明確ではなかった。 高校生のアルバイトの時給は850円だった。			
		c. 証拠書類(給与支払い、勤務表、パンチカード、生産記録、実益記録など)を保持し、上記を確認するため、労働者がヒアリングをうける	職員へのインタビューにより、最低賃金以上の給与が正当に支払われていることを確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020:「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。業務としての休日出勤の場合は、休日勤務手当が支払われる体制であることを確認した。			
6.5.2	指標: 本基準の採用5年後に、基本賃金が生活給を下回っている労働者の割合 要件: 0%. 適用範囲:すべて	a. 監査員は生活給を計算し、養殖場の計算値と比較し、それが正しいことを確認する	日本では、最低賃金は都道府県ごとに計算され、毎年10月に見直されている。最低賃金の計算の際には、都道府県の生活給の調査が各都道府県によりなされ、決定されている。そのため、日本においては、最低賃金はILOが求める生活給以上に設定されていると考えられる。	適合		0%
		b. ブリ・スギ類基準発行後5年以内にすべての養殖場労働者は生活給(残業代とボーナスを除いて)以上を支給されている証拠を提示すること				
		c. 事業を行っている国の生活給を提示すること。監査チームは計算と最終の数字が正しいことを確認する				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

6.5.3	指標: 賃金の決定と支払の透明性を示す書類すべての労働法および条例を順守していることを示す書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 賃金と便益は労働者に明示され、契約書に記載していること	雇用契約書が交わされており、賃金が記載されている。	適合		
		b. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されていること	給与の設定方法は給与規定で明示されている。			
		c. 雇用者は賃金および便益を労働者にとって便利な形態で支払うこと(現金、小切手、電子決済など)。労働者が支払いを受けるためにわざわざ出向く必要があってはなく、また、約束手形、クーポンや商品を代用品として受け取るようなことがあってはならない	給与は振り込みで支払われている。			
		d. 基準の要件と一致しているかを確かめるために労働者にヒアリングを行う	給与の支払いは適切に行われていることを職員へのインタビューで確認した。			
		e. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
判定基準6.6 結社の自由と団体交渉の権利						
6.6.1	指標: 従業員は労働組合または労働者組織に加入でき、そして団体交渉とともに、組織を設立することができ、その代表者の選出は経営者の干渉を受けずに代表者を選出することができる 要件: 100%. 適用範囲:すべて	a. すべての労働者は労働組合または正当な労働者組織に加入することができること、雇用者や雇用者が設立または支援する競合組織の干渉を受けないことを示すこと。養殖場は内部規定がこれらの基準に完全に一致することを監査員に示す書類作成を行ってもよい	東町漁協には労働組合はない。 職員会(互助組合)があるが、団体交渉を行う組織ではなく、団体交渉を行ったことはない。 漁業者やその他業者は業種別に業者会を組織している。業者同士の話し合いをおこなっている。組合へ要求することもあるある。	適合		-
		b. 労働者は自ら団体交渉を行ったり参加したりすることが許容されていることを示すこと				
		c. 労働者のヒアリングの際、6.6.1の要件に適合するか、会社の経営者や代理人の干渉を受けずに、選出された労働者の代表と自由にコンタクトがとれるかを確認する	職員へのインタビューで、労働組合は存在しないことを確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.6.2	指標: 組合もしくは労働者組織のメンバーが差別された件数 要件: 0件 適用範囲:すべて	a. 労働者および労働者の代表のヒアリングの際、組合もしくは労働者組織のメンバーが経営者から差別を受けた事案があるかを確認する	東町漁協には労働組合はない。	適合		-
		b. 養殖場が基準の要件に適合しているかを確認するために、組合または労働者組織に加入していることで受けた差別の発生事案に関し経営者に確認を行う				
		c. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
判定基準6.7 一時的または恒常的な身体的・精神的な傷害となりうる職場環境におけるハラスメントと懲戒行為						
6.7.1	指標: 過剰もしくは虐待的な懲戒行為の件数 要件: 0件 適用範囲:すべて	a. 雇用者は労働者の心身もしくは尊厳に悪影響を及ぼす脅迫的、屈辱的または懲罰的な行為を用いていないことを確認する	懲戒の規定は就業規則に含まれている。	適合		0件
		b. 体罰、精神的懲罰、肉体的制裁もしくは暴言に関する申し立ては会社の手続きで完全に記載され、監査員はこれを確認することができる	現組合長が就任(平成18年)してからは懲戒の事例はない。			
		c. 現地監査の際、労働者は過度なあるいは虐待的な懲戒処分があったかを確認するために労働者にヒアリングを行う	インタビューした職員は懲戒の事例がないことを確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

6.7.2	指標: 明解かつ公平で透明性のある懲戒手続きおよび従業員との対話を示す書類の提示 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 雇用者は労働者の向上を目的であることを明記した懲戒行為の方針を書面で作成すること	懲戒の規定は就業規則に含まれており、職員の向上が目的である。	適合		
		b. 懲戒行為の発生と結末(労働者の評価報告書など)に関する監査証跡を書面で保持すること。現地監査の際、適合の度合いと懲戒行為方針が公平で実効的であるかを確認するため、労働者にヒアリングを行ってもよい	懲戒の事例はない。 2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
		c. その他。具体的に記入				
6.7.3	指標: ハラスメント行為は記録され、対応策がとられたことを示す証拠 要件: 100%. 適用範囲:すべて	a. 雇用者は労働者のハラスメントに対する方針を設定していること。労使間または労働者間でハラスメントが発生した場合の手順を方針に含めること。手続きは書面化され、詳細、対応策、結論、必要な是正措置を記録する	就業規則第37条ではセクシュアルハラスメントの禁止のみを規定している。しかし、ハラスメント全般の防止の方針がない。	適合	【観察事項】 就業規則第37条の改定案を確認した。 ハラスメント全般の防止の方針が記載されている。 改定案は漁協理事会にて採択される見込みである。 軽微な不適合は解除とするが、就業規則改定を確認するため、観察事項とする。	
		b. 現地監査の際、適合性を確認するため、ハラスメント行為とその結末の事例とともに、ハラスメント、方針、手続きに関して労働者にヒアリングを行う	職員へのインタビューにて、ハラスメントは起きていないことを確認した。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 就業規則第37条の改定案を確認した。ハラスメント全般の防止の方針が記載されている。改定案は漁協理事会にて採択される見込みである。軽微な不適合は解除とするが、就業規則改定を確認するため、観察事項とする。			
判定基準6.8 労働時間と残業						
6.8.1	指標: 勤務時間と残業に関する法律の違反および乱用 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 雇用者は養殖事業を行っている地域の労働時間と残業に関する法的要件を示す書類を保持すること。地域条例により国際的に認定された勧告(週の労働48時間、残業12時間)が認められている場合、国際標準の要件が適用される	労働時間は労働基準法で規定されている。労働基準法の内容はいつでもウェブ上で確認できる。	適合	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。また給与規定通りの給与計算が行われていたことを確認した。 解除とする。	
		b. 無作為に(監査員が)抽出した記録の確認。タイムカード、給与支払簿により養殖場の労働者が法律で認められた労働時間を超えていないことが分かること	数人の勤務時間記録を確認したところ、定時の労働時間は労働基準法で定められた労働時間を超えていないことが確認できた。			
		c. 雇用者が被雇用者に対し養殖場での労働シフト(10日間従事、6日間休暇など)を求める場合、雇用者は月内に同等の休憩時間を保証しかつ被雇用者がそのスケジュールに合意したことを示す書類(例:雇用契約書中)が存在する	ブリ出荷は年末が繁忙期となる。しかし特別な労働シフトは採用しておらず、通常の残業の規定内で対応している。 しかし、年末の繁忙期にも時間に応じた残業代が支払われているかが明確でなかった。経営状況により、後でボーナスで手当てを出したことはある。			
		d. 労働時間と残業に関する法律の乱用がないかを確かめるために、養殖場労働者にインタビューを行ってもよい	職員へのインタビューでは、残業について問題があるという意見はなかった。			
		e. その他。具体的に記入	2020:「給与規定」の第31条を確認した。時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。また給与規定通りの給与計算が行われていたことを確認した。解除とする。			

6.8.2	指標: 残業には限度があり、自由意志[47]に基づき、割増賃金が支払われ、例外的な事情に限定される 要件: 要順守 適用範囲: 適用除外以外はすべて	a. 労働者は残業の割増分が支払われていることが支払記録(支払通知)に示されている	残業代は計算の結果正当に支払われていた。 休日出勤の場合、休日出勤伺いを事前に提出する。休日は8時間計算だが、実際には休日出勤手当ではなく、定額(6000円)の「特別出勤手当」が出されている。しかし給与規定には規定されていない。また就業時間計算表では8時間出勤(休日の日直)となっているが、単純計算で時給750円となり、最低賃金を下回ってしまう。休日出勤時に労働基準法に従った割増賃金の支払いがなされているか、確認が必要である。	適合	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。 解除とする。	
		b. 残業は例外的な事情に限定され、それは養殖場の記録(生産記録、タイムカード、その他の勤務記録など)によって証明される	部により残業の上限時間を決めている。インタビューした総務部では5時間に限定されており、各自が月内で割り振っている。それ以上の残業を申請している人はいなかった。			
		c. すべての残業は、義務的な残業を特別に認めた団体交渉による合意がある場合を除き、自由意志に基づくものであることを確かめるために労働者にインタビューを行ってもよい	職員へのインタビューの結果、残業は自由意思に基づくものであることを確認した。			
		c. その他。具体的に記入	2020:「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。 解除とする。			
判定基準6.9 契約またはその他書面による雇用合意						
6.9.1	指標: 契約または書面による雇用合意を交わしている労働者の割合 要件: 100%. 適用範囲:すべて	a. 雇用者はすべての被雇用者との契約記録を保持していること	「人事記録パック」に各人の雇用契約書、履歴書等が保管されている。	適合		100%
		b. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例がないこと	労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例はない。			
		c. 上記のことを確認するために労働者にヒアリングを受けるよう進言すること	職員インタビューを通じて、労働契約書について確認した。			
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.9.2	指標: 養殖場で作業を行う際の業者と請負人とのソーシャル・コンプライアンス(社会的責任に関する規範の順守)方針を示す書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 養殖場は、養殖場に品物やサービスを提供するすべての請負会社が(ダイバー、清掃、保守管理など)社会的責任ある雇用慣行を行い、また社会的責任ある雇用方針を保持していることを保証するための方針を有すること	取引先の信用調査は行う。購入業者は長い取引実績がある。 販売(仲買)業者についても信用調査を行う。 しかし、社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。	重大な不適合	【重大な不適合】 取引先の経営的な信用調査を行っており、長い取引実績による信用がある。しかし、社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 生産会社はサプライヤーや請負人を評価する基準を持っていること。会社は認可したサプライヤーと請負人のリストを保持すること				
		c. 生産会社は、6.9.2の順守に関するサプライヤーおよび請負人との連絡記録を保持すること				
		d. 現場のすべての労働者(間接的な被雇用者も含む)は原則6の要件によって保護され、監査員は記録や視察、労働者へのヒアリングを通じて順守状況を評価を行う				
		e. その他。具体的に記入	2020: 取引先の経営的な信用調査を行っており、長い取引実績による信用がある。しかし、社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。			

判定基準6.10 トラブルの解決						
6.10.1	指標: 労働者が実効的かつ構成で秘密が保持された苦情処理制度を利用できることを示す書類 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 雇用者は、機密を保持し、労働者の苦情の開示、処理、解決のための明確な労働紛争の解決方針を定め、書面化した手続きで裏付けされている	職員が問題を感じた時には、各課の上司にまず相談する。 漁協の「コンプライアンス推進委員会設置要領」があり、コンプライアンス委員会が設置されている。委員会は原則年2回開催される。課内で解決できない問題については、ここで正式な苦情を受け付けることとなっている。「苦情処理記録簿」に記録する。直近の苦情は平成27年9月のもので、解決していた。	適合		
		b. 労働者は会社の労働紛争の解決方針とその手続きを知っている。労働者が公平な紛争解決を利用できる証拠があること				
		c. 証拠書類(苦情、関連する書類一式、確認会合の議事録など)を保持する。適合性を確かめるために、現地監査の際に労働者にヒアリングを行ってもよい				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.10.2	指標:扱った苦情が90日以内に対処される割合 要件: 100%. 適用範囲:すべて	a. 雇用者はすべての提起された不平と苦情、労働紛争すべての記録を保持すること	直近の苦情は平成27年9月のもので、90日以内に対処されたことを記録で確認した。	適合		100%
		b. 雇用者は対処した苦情に対する手続き上の要件(是正措置も含む)とスケジュールに従い、経過と結末の記録書類を保持すること				
		c. 苦情の取り扱い手順と90日以内に対処されたかに関し適合性を確かめるために労働者にインタビューを行う				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
判定基準6.11 養殖場に宿泊する労働者の生活条件						
6.11.1	指標: 養殖場に居住する労働者は清潔、衛生的、安全で、適切な生活環境を有していること。 要件: 必要 適用範囲:すべて	a. 携帯可能で安全な飲料水を労働者が常に利用できる証拠を提示すること	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	該当しない	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	
		b. 十分な衛生設備を労働者が利用できる証拠を提示すること				
		c. 嵐やその他の生活を脅かす自然現象のような条件に十分耐えうる安心安全で良質の宿泊施設が用意されている証拠を提示すること				
		d. 労働者(およびその家族)のニーズに合う、また現場に宿泊する場合労働者の性別にも配慮した宿泊施設が提供されている証拠を提示すること				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			
6.11.2	指標: 洗面所とトイレは男女別であること。ただし従業員数が10人未満である場合や、結婚した男女が共に寝泊まりする場合は例外とする 要件: 必要。 適用範囲: 容認された例外を除くすべての養殖場、宿泊施設および職場	a. 男女別の適切な衛生およびトイレ施設が利用可能であること。結婚した男女が共に宿泊する場合や、従業員が10人未満の場合は例外となりうる	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	該当しない	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	
		b. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

原則7：地域の一員として良識的活誠実であること						
判定基準7.1　地域社会との取り組みおよび実効的な苦情処理						
7.1.1	指標：地域社会の代表や組織と、定期的で有意義な協議を開催もしくは参加していることを示す書類 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 養殖場は少なくとも年2回、地域住民との会合を率先して手配している	年1回漁協の総会が開催され、地域住民でもある組合員が参加している。その前に各地区ごとに地区懇談会を開催している。そのほか、運営委員会（地区の代表者が出席、年4～5回開催）、業者会、業者会の代表者による代議員会なども開催されている。 また漁協職員が役場主催の会合に出席することなどもある。	重大な不適合	【重大な不適合】 毎年春に地区懇談会の場がもたれ、漁協から地域住民へ1年間の実績を発表している。1980年代から継続されている。住民からの意見あれば受け付ける仕組みはある。 しかし、薬品投与による人への健康リスクについて漁協から地域住民へ説明した記録を確認できなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 会合は有意義であること。オプション：養殖場は参加型社会影響評価（p-SIA）または会合と同等の手法を選択することもできる	地域の代表者から、各生産者まで参加する機会があり、上記会合は有意義である。			
		c. 会合は議題への貢献を依頼できる地域住民の代表が参加していること	地域の代表者から、各生産者まで参加する機会がある。			
		d. 会合では、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うこと。養殖場が監督責任をもつトラブルを解決することを目的としており、ヒアリングは地域社会にとって適切な言語で行われること。「Theraputant／治療薬」のような専門用語使ってはならない	これまで薬品投与による健康リスクについては地域住民に話をしたことはない。			
		e. 会合が上記に適合していることを示す記録、証拠書類（会議議題、議事録、報告書など）を保持すること	上記の各会合について議事録がある。			
		f. 上記のことを確認するため、地域住民と団体の代表にヒアリングを受けるよう進言すること	地域住民へのインタビューにより、漁協とのコミュニケーションは適切になされていることを確認した。			
		g. その他。具体的に記入	2020: 毎年春に地区懇談会の場がもたれ、漁協から地域住民へ1年間の実績を発表している。1980年代から継続されている。住民からの意見あれば受け付ける仕組みはある。しかし、薬品投与による人への健康リスクについて漁協から地域住民へ説明した記録を確認できなかった。			
7.1.2	指標：地域社会の利害関係者や団体からの苦情に対し、解決に向けた実効性のある方針や仕組みがあることを示す証拠 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 関係者、地域住民、団体が提出した苦情の提示、処理、解決の仕組みを養殖場の方針に記すこと	苦情処理票があり、外部から苦情が提出された場合にはこれに記録し、対処する。 地域からの苦情はないことを確認した。 2020: 社会面の指標（原則6および原則7）は今回の第1回定期監査では審査しなかった。	適合		
		b. 養殖場はその方針に基づき苦情処理を行い、それは書類（関係者との事後のやりとり、是正措置を記述した関係者への報告書など）によって裏付けされること				
		c. 関係者の苦情に対する決定事項に基づき、養殖場の苦情処理の仕組みは実効的であること（関係者との事後のやりとりなど）				
		d. 上記のことを確認するために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めヒアリングを受けるよう進言すること				
		e. その他。具体的に記入				
判定基準7.2　地域の文化や伝統的利用領域の尊重						
7.2.1	指標：計画の設計と実行に際して、地域グループの意見を徴収する 要件：　年2回以上、もしくは関連する地域・国の法規則の要件に従う 適用範囲：すべて	a. 管轄の法律で要求がある場合、プロセスが7.2.1bに準拠していることを示すために、養殖場は地域団体または先住民族と会合をもち、証拠書類（会合議事録、要旨など）を保持すること	地域住民との会合に関する法的な要求事項はない。	該当しない	地域住民との会合に関する法的な要求事項はない。	
		b. 養殖場管理者は、先住民族との会合に関する地方や国の法律、条例を理解していることを示すこと				
		c. 計画段階および実行段階で、上記の地域団体との会合ならびに協定を確かめるために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めインタビューを行ってもよい				
		d. その他。具体的に記入	2020: 社会面の指標（原則6および原則7）は今回の第1回定期監査では審査しなかった。			

判定基準7.3 資源の利用						
7.3.1	指標: 地域社会にとって重要な資源の利用制限を地域社会の承認なしに変更すること 要件: 不可 適用範囲:すべて	a. 地域社会にとって極めて重大である資源について書面化され、かつ養殖場が把握していること(指標7.3.2が求める評価プロセスを通じて)	地域社会にとって極めて重大であると考えられる資源はない。漁業権設定時には地域で話し合いを行い決めている。 2020: 社会面の指標(原則6および原則7)は今回の第1回定期監査では審査しなかった。	適合		
		b. 養殖場は極めて重大な地域社会の資源利用を制限する変更を加える前に、地域社会の承認を得ること。承認は書面化されること				
		c. 養殖場が地域社会の承認以前に重大な資源への利用を制限したかに関する証拠を得るために、地域社会の代表にインタビューを行ってもよい				
		d. その他。具体的に記入				
7.3.2	指標: 資源の利用に対し会社が与える影響の評価 要件:年1回以上 適用範囲:すべて	a. 資源の利用に対する養殖場の影響を評価した書類があること。7.2.1の地域社会との会合の場を通じて完成していること	資源としては水が考えられる。加工場や市場等の施設では水を多く使用するが、施設が存在する薄井地区は水が少なかったため、これまで話し合いを行い解決してきた。現在は水道管が太くなり問題はおきていない。 しかし、水の使用に関するこれまでの経緯を説明する文書や、これまでの会議の議事録、現在の資源利用の影響評価の文書などがまとめられていない。	重大な不適合	【重大な不適合】 2012年の加工場建設に伴う水の使用に関する経緯を説明する文書、会議の議事録、集落同意書、を確認した。しかし、地域の資源利用に与える現在の影響評価結果が文書化されていなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、重大な不適合とする。	
		b. 7.3.2aで提示された証拠の正確性を一般的に確認するために地域社会の代表にインタビューを行ってもよい	地域住民へのインタビューでは、資源の利用について問題は確認されなかった。			
		c. その他。具体的に記入	2020: 2012年の加工場建設に伴う水の使用に関する経緯を説明する文書、会議の議事録、集落同意書、を確認した。しかし、地域の資源利用に与える現在の影響評価結果が文書化されていなかった。			

11 所見

11.1 いかなる列も削除してはならない。
11.2 列B/C/D/E (黒背景のセル)は、審査報告書から自動的に挿入される。
11.3 各不適合は、基準の指標または是正処置要求に対して発行される。
11.4「フィルター」機能を使用して、目的の情報のみを表示することができる(例:特定の不適合等級、状態、解除日等)。
11.5 必要に応じて行を追加すること。
11.6 すべての文章が見えるように必要に応じて列の幅を調整すること。

不適合参照番号	指標	不適合の等級	不適合の内容	証拠	発見日	状態	特例申請(番号)	根本的原因(顧客が記入)	提示され、認証機関に受理された是正/予防処置	不適合解除の期限	認証機関による評価(証拠を含む)	遅延願いの受領日	遅延の理由	新しい期限	遅延願いに対する認証機関の評価	遅延願いの承認日	順序
2019.1	3.3.1	軽微な不適合	軽微な不適合:網の洗浄、点検手順について文書化されていない。実施はされているため軽微な不適合とする。	軽微な不適合:網の洗浄、点検手順について文書化されていない。	2019年2月27日	解除	–	潜水業者との取り決めとしては存在し、網の洗浄、点検は行われているが、手順の文書化が漏れていたため。	「養殖標準作業手順書」に網の洗浄、点検手順を追加する。	2019/9/13	網の洗浄、点検手順が「養殖標準作業手順書」(2019年7月2日改訂)へ追記され、これにより文書化されたことを確認した。**解除とする。**	2019/9/13	手順書の運用タイミングが養殖業者間で異なるため。	2020/10/2	手順書通りに運用されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	1
2019.2	3.4.1	軽微な不適合	軽微な不適合:最新のブリのFishSource Socreが確認されていなかった。 FishSource Socre自体は問題ないレベルであり、定期的な確認を求めるものであるため、軽微とする。	ブリのFishSource Socreを2017年に確認し、バイオマススコアが8点以上であった。 しかし、最新のブリのFishSource Socreが確認されていなかった。定期的に最新のスコアを確認する必要がある。審査時に確認したところ、バイオマススコアは8点以上の	2019年2月27日	解除	–	確認を忘れていたため。	ウェブサイトで最新のFishSource Scoreを確認する。	2019/9/13	WEBサイトによって最新(2020年7月1日)のブリのFishSource Socreが確認され、画面が記録保存されていた。今後も定期的に最新のスコアを確認する必要がある。審査時に確認したところ、FishSource評価は利用可能であった(Stock Health; Current Health; >8)。**解除とする。**	2019/9/13	確認のタイミングが流動的であるため。	2020/10/2	確実に運用されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	2
2019.3	4.4.2	軽微な不適合	軽微な不適合:販売先は未定だったため、遺伝子組み換え不分別の原料を使用していることは販売先に伝えられていなかった。 販売先が決まればすぐに伝達できる体制のため、軽微な不適合とする。	大豆油かす、コーングルテンミールは遺伝子組み換え不分別である。飼料会社からの「品質証明書」がある。遺伝子組み換え不分別(コーングルテンミール)について記載されている。	2019年2月27日	解除	–	販売先が未定だったため。	販売先が決定し次第、遺伝子組み化不分別の原料を使用した飼料を与えていることを販売先に通知する。	2019/9/13	販売先が確定したものの、遺伝子組み換え不分別の原料を使用していることは販売先に伝えられていなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。**(2020年7月2日) 遺伝子組み換え不分別の原料を使用していることが販売先に伝えられた2020年9月16日付の記録を確認した。**解除とする。(2020年9月17日)**	2019/9/13	販売先との商談が継続していたため。	2020/10/2	予定通りに通知されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	3
2019.4	4.4.3	軽微な不適合	軽微な不適合:ISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書が準備されていなかった。 現在は宣誓書の準備のみ必要であるため、軽微な不適合とする。	大豆油かす、パームオイルを使用しているが、現状はまだ認証を得たものは使用していない。ブリ・スギ類基準の発行から5年未満のため該当しない。 観察事項:5年以内に対応のこと。	2019年2月27日	解除	–	宣誓書の準備を忘れていたため。	宣誓書を作成する。	2019/9/13	ISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書の提出が、審査日までに間に合わなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。** ISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書を確認した。**解除とする(2020年10月2日)**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	4
2019.5	5.1.3	軽微な不適合	軽微な不適合:これまで体測は行っているが、ハダムシの有無について明確に記録には残していなかった。また検査結果はJSI(日本ブリ類養殖イニシアチブ)のホームページで7日以内に公開することとしている。しかしまだ公開されていなかった。 検査自体は行われており、公開体制の不備のみであるため、軽微な不適合とする。	「東町漁協　養殖魚健康管理計画」に記載している。対象生簀については、体測時に実施する(原則月1回、冬場は魚が上がってこないので捕まえることができず、実施できない)。 参考情報として、天然魚の外部寄生虫の有無については、東町漁協市場の協力を得て、ブリの水揚げがあった時に実施する。天然魚の2017年の写真記録を確認した。	2019年2月27日	解除	–	手順を作ったばかりであり、実行ができていなかったため。	今後ハダムシの検査を行った時には記録に残し、JSIのホームページに7日以内にアップする。	2019/9/13	検査結果はJSI(日本ブリ類養殖イニシアチブ)へメール通知し、ホームページで7日以内に公開する体制をとっている。公開された情報を確認したところ、検査ごとの記録となっておらず、年間の平均値が記載されていた。またJSIに連絡した情報が掲載されるまでにタイムラグが見られた。ハダムシはほとんど確認されていなかった。JSIと協力し、検査ごとの結果が分かるようにすること、結果が速やかに公開されるようにすることが望ましい。検査結果の情報公開体制は整ったが、その方法に改善が望まれるため、**観察事項とする。**	2019/9/13	検査のタイミングが流動的であるため。	2020/10/2	今後、検査があった場合には記録を残し、ホームページにアップされたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	5

2019.6	5.3.1	軽微な不適合	軽微な不適合：DOの欠測があった。理由は明らか（センサーの設定日数をオーバー）だが、明記されていなかった。 測定はなされており、記録の欠如のみであるため、軽微な不適合とする。	海中に吊り下げたセンサーで毎日DOを自動で測定している。データは定期的に回収し、センサーの校正を行っている。養殖場からは少し離れているが、月1回の他の地点での測定値と比べると、大きな差はなく、少し低い傾向があるため、このセンサーでの測定値が養殖場全体の値を代表していると考えられる。過去6か月以上の記録がある。	2019年2月27日	解除	–	DOの欠測理由を記録する認識が欠けていたため。	DOの欠測があったときに理由を記録する。	2019/9/13	DOの欠測理由（センサーの設定日数をオーバー、公正、膜交換など）が明記される様式と、記入運用を確認した。 **解除とする。**	2019/9/13	欠損のタイミングが流動的であるため。	2020/10/2	今後、欠損があった場合には記録を残すこととし、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	6
2019.7	6.3.1	軽微な不適合	軽微な不適合：書面による反差別方針は作成されていない。また、すべての管理者、職員が差別禁止に関する研修を受けたことを示す記録がなく、そのような機会は設けられていなかった。 差別の発生は確認されず、体制の不備のみであるため、軽微な不適	書面による反差別方針は作成されていない。	2019年2月27日	解除	–	社会通念上、許されないこととして理解されていたが、反差別方針、反差別の研修の必要性の認識が欠けていたため。	反差別方針を作成し、反差別に関する研修を実施する。	2019/9/13	差別禁止の規定文書の案が作成されたことを確認した。この案が就業規則に盛り込まれ、理事会で可決される見込みである。軽微な不適合は解除とするが、就業規則改定を確認するため、**観察事項とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	7
2019.8	6.4.1	軽微な不適合	軽微な不適合：安全に関する手順書はなかった。 事故発生時の連絡先、津波発生時の避難経路が明示されていない。 定期的な安全研修は行われていない。 各自の安全に対する意識はあり、これまで事故も起こっていないため、体制の不備について軽微な不適合とする。	安全に関する手順書はなかった。 加工場ではSOP（標準作業手順書）があり、安全の項目が含まれている。 安全衛生管理規定があるがおおまかな内容であり、個別具体の作業についての安全手順は含まれていない。	2019年2月27日	解除	–	安全対策には取り組んでいたが、これらの点を指摘されるまで気づいていなかったため。	安全管理手順を作成する。事故発生時の連絡先、津波発生時の避難経路を掲示する。定期的な安全研修を行う。	2019/9/13	漁協の安全衛生管理規定（2015年5月1日施行）、養殖標準作業手順書（東町漁業協同組合版　および養殖業者版　いずれも2019年7月2日改訂）、火災・台風・地震等災害対応マニュアルを確認した。 防災マップ、災害時の避難経路、緊急時連絡網、安全訓練、などの必要手順と情報が記載されていた。 **解除とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	8
2019.9	6.4.2	軽微な不適合	軽微な不適合：定期的な安全研修は行われていないため、保護具の適切な使用に関する定期的な研修も行われていない。 各自の安全装備使用に対する意識はあり、これまで事故も起こっていないため、体制の不備について軽微な不適合とする。	組合職員には安全装備を支給している。ヘルメット、手袋、安全靴、防寒具（冷蔵庫）、カッパ・長靴（市場）、作業衣（加工場） ライフジャケットのガス交換はまだ時期に達していない。 AEDはレンタルであり、業者が交換に来る。 各生産者は各自で安全装備を購入している。 観察事項：ヘルメットの耐久性は検証していない。	2019年2月27日	解除	–	安全対策には取り組んでいたが、これらの点を指摘されるまで気づいていなかったため。	定期的な安全研修の中で保護具の使用方法に関する研修も実施する。	2019/9/13	安全に関する手順書が用意されており、各自の安全装備使用に対する意識もあり、これまでに大きな事故も起こっていない。漁協だよりを毎月発行して組合員に配布しており、安全についても定期的に注意喚起している。しかし定期的な安全研修は行われておらず、保護具の適切な使用に関する定期的な研修も行われていない。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。**（2020年7月2日） 2020年11月実施予定の総会次第に「作業の安全について」が組み込まれていることを確認した。コロナ禍における集合型の研修実施が困難であることも考慮する。**解除とする。（2020年9月29日）**	2019/9/13	手順書の運用タイミングが養殖業者間で異なるため。	2020/10/2	手順書通りに運用されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	9
2019.10	6.5.1	軽微な不適合	軽微な不適合：休日出勤の場合は休日出勤手当が定額で支払われており、長時間勤務となった時に最低賃金以上の計算となっているかどうか、明確ではなかった。 賃金の支払い自体は適正に行われているため、軽微な不適合とする。	鹿児島県の最低賃金は現在時給761円である（2018年10月1日から）。鹿児島県発行の書類を確認した。 毎年10月に鹿児島県により見直しが行われる。	2019年2月27日	解除	–	賃金の支払い方法は専門家の確認を受けていたが、指摘されるまで気づかなかったため。	労働基準法に照らし合わせて適切な賃金の支払いになっているか確認する。	2019/9/13	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。 業務としての休日出勤の場合は、休日勤務手当が支払われる体制であることを確認した。 **解除とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	10
2019.11	6.7.3	軽微な不適合	軽微な不適合：ハラスメント全般の防止の方針がない。 ハラスメント自体は発生していないため、軽微な不適合とする。	就業規則第37条ではセクシュアルハラスメントの禁止のみを規定している。 しかし、ハラスメント全般の防止の方針がない。	2019年2月27日	解除	–	セクシュアルハラスメント以外の防止の方針を作成する認識が欠けていたため。	ハラスメント全般の防止方針を作成する。	2019/9/13	就業規則第37条の改定案を確認した。 ハラスメント全般の防止の方針が記載されている。 改定案は漁協理事会にて採択される見込みである。 軽微な不適合は解除とするが、就業規則改定を確認するため、**観察事項とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	11

2019.12	6.8.1	軽微な不適合	軽微な不適合：年末の繁忙期にも時間に応じた残業代が支払われているかが明確でなかった。 賃金の支払い自体は適正に行われているため、軽微な不適合とする。	労働時間は労働基準法で規定されている。労働基準法の内容はいつでもウェブ上で確認できる。	2019年2月27日	解除	–	賃金の支払い方法は専門家の確認を受けていたが、指摘されるまで気づかなかったため。	労働基準法に照らし合わせて適切な賃金の支払いになっているか確認する。	2019/9/13	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 **解除とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	12
2019.13	6.8.2	軽微な不適合	軽微な不適合：休日出勤時に労働基準法に従った割増賃金の支払いがなされているか、確認が必要である。 賃金の支払い自体は適正に行われているため、軽微な不適合とする。	残業代は計算の結果正当に支払われていた。 休日出勤の場合、休日出勤伺いを事前に提出する。休日は8時間計算だが、実際には休日出勤手当ではなく、定額（6000円）の「特別出勤手当」が出されている。しかし給与規定には規定されていない。また就業時間計算表では8時間出勤（休日の日直）となっているが、単純計算で時給750円となり、最低賃金を下回ってしまう。休日出勤時に労働基準法に従った割増賃金の支払	2019年2月27日	解除	–	賃金の支払い方法は専門家の確認を受けていたが、指摘されるまで気づかなかったため。	労働基準法に照らし合わせて適切な賃金の支払いになっているか確認する。	2019/9/13	「給与規定」の第31条を確認した。 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜業務手当、の算定式を確認した。 初回審査で確認した休日出勤は、電話を受けるための日直としての勤務であるため、労働基準法第41条による、定額の日直手当の支払いであったことを確認した。 **解除とする。**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	13
2019.14	6.9.2	軽微な不適合	軽微な不適合：社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。 現時点でリスクがあると思われる取引先は見当たらず、書類上の不備であるため、軽微な不適合とする。	取引先の信用調査は行う。購入業者は長い取引実績がある。 販売（仲買）業者についても信用調査を行う。 しかし、社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。	2019年2月27日	解除	–	これまで信頼関係のある取引先と長年取引しており、取引先を社会的責任に関して評価することを実施したことがなく、認識が欠けていたため。	社会的責任に関する取引先の評価方法を作成し、実施する。	2019/9/13	取引先の経営的な信用調査を行っており、長い取引実績による信用がある。しかし、社会的責任に関する取引先の評価は行っていない。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。**（2020年7月2日） 供給者評価表として、2020年9月29日付のFax記録を確認した。**解除とする。（2020年9月29日）**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	14
2019.15	7.1.1	軽微な不適合	軽微な不適合：これまで薬品投与による健康リスクについては地域住民に話をしたことはない。 現時点では健康リスクが生じると思われる事例はないため、軽微な不適合とする。	年1回漁協の総会が開催され、地域住民でもある組合員が参加している。その前に各地区ごとに地区懇談会を開催している。そのほか、運営委員会（地区の代表者が出席、年4～5回開催）、業者会、業者会の代表者による代議員会なども開催されている。 また漁協職員が役場主催の会合に出席することなどもある。	2019年2月27日	解除	–	薬品投与による人への健康リスクについて認識が欠けていたため。	薬品投与による人への健康リスクについて地域住民に説明する。	2019/9/13	毎年春に地区懇談会の場がもたれ、漁協から地域住民へ1年間の実績を発表している。1980年代から継続されている。住民からの意見あれば受け付ける仕組みはある。 しかし、薬品投与による人への健康リスクについて漁協から地域住民へ説明した記録を確認できなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。** 2020年10月2日付で、住民説明を実施する旨の宣誓書が組合長名で作成されたことを確認した。コロナ禍における対面での住民説明会の開催が困難であることを考慮する。**解除とする。（2020年10月2日）**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに説明されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	15
2019.16	7.3.2	軽微な不適合	軽微な不適合：水の使用に関するこれまでの経緯を説明する文書や、これまでの会議の議事録、現在の資源利用の影響評価の文書などがまとめられていない。 話し合いは行われており、記録の不備のみであるため、軽微な不適合とする。	資源としては水が考えられる。加工場や市場等の施設では水を多く使用するが、施設が存在する薄井地区は水が少なかったため、これまで話し合いを行い解決してきた。現在は水道管が太くなり問題はおきていない。 しかし、水の使用に関するこれまでの経緯を説明する文書や、これまでの会議の議事録、現在の資源利用の影響評価の文書などがまとめられていない。	2019年2月27日	解除	–	資源に影響は与えていないと評価していたが、経緯や理由を文書化していなかったため。	地域の資源利用に与える評価結果を文書化する。	2019/9/13	2012年の加工場建設に伴う水の使用に関する経緯を説明する文書、会議の議事録、集落同意書、を確認した。しかし、地域の資源利用に与える現在の影響評価結果が文書化されていなかった。 前回の軽微な不適合が解除されなかったため、**重大な不適合とする。** 2020年9月30日付の必要書類が提出され、影響評価結果が文書化されたことを確認した。**解除とする。（2020年9月30日）**	2019/9/13	漁協内での決済のタイミングが合わなかったため。	2020/10/2	予定通りに作成されたかを、次回定期監査時に確認する。	2019/9/13	16

2020.1	2.1.1	軽微な不適合	AZEの範囲の図面は作成されたものの、設定理由の文書化が完了していない。影響の許容範囲を30mとした具体的な理由を文書化することが求められる。	初回審査の際に、ブリ基準に従い、養殖場の場所の水深が30mのため、生簀から30m離れた場所にAZE地点を設定した。周辺に他の生簀も多いため、それも考慮して設定した。しかし、そのAZEの設定が妥当かどうかの検証が行われていなかった。 AZEの範囲の図面は作成されたものの、設定理由の文書化が完了していない。影響の許容範囲を30mとした具体的な理由を文書化することが求められる。	2020年7月2日	解除	–	AZEの設定に関しては、基準書の影響許容範囲とはの(a)に基づき漁場の水深を基準としているが、文書化はしていなかった。	東町漁業協同組合の養殖条件に最も適した養殖漁場の水深を基にAZEを設定した旨の文書を作成した	2020/10/2	文書化されたAZEの設定を確認した。 ASC基準書にある「a 水深と同じ半径をもつ生け簀の外部区域」を基準 として設定された。東町漁協管内の養殖場の水深は30mほどであることから、養殖生簀の外部区域30mがAZE として設定されたことを確認した。 **解除とする。(2020年9月29日)**						17
2020.2	3.2.1	軽微な不適合	種苗に関して、遺伝子組み換えの有無が明記された書類がなかった。遺伝子組み換えでない事を明示する根拠書類が求められる。	遺伝子組み換え種苗は流通していない。しかし、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会から購入している種苗に関して、遺伝子組み換えの有無が明記された書類がなかった。遺伝子組み換えでない事を明示する根拠書類が求められる。	2020年7月2日	継続	–	ブリにおいて遺伝子組み換えの種苗は流通しておらず、必要性を認識していなかった。	海づくり協会に「出庫日」および「遺伝子組み換えでない」との記述のある種苗履歴書の発行を依頼した	2020/10/2	遅延願を受理した。	2020/9/28	種苗の履歴書を作成してもらったが、記述に不備があり、修正依頼しなおしているため。	2021/7/2	確実に運用されたかを、次回定期監査時に確認する。	2020/9/29	18
2020.3	3.4.2	軽微な不適合	種苗受入時の証票がなかった。 種苗の全てのトレーサビリティの証票が求められる。	3.2.1のとおり、記録がある。 ASCの種苗は人工種苗であり公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会から受け入れた。この人工種苗の育成は国の補助事業として運営された。しかし、公的資金による補助事業のため、種苗の売買が発生せず、種苗受入時の証票がなかった。 人工種苗、種子島種苗は委託し運搬船で運搬してもらっている。納品日が記録されている。 種苗の全てのトレーサビリティの証票が求められる。	2020年7月2日	継続	–	補助事業の為、種苗購入時の証票が発行されなかったため。	海づくり協会に「出庫日」および「遺伝子組み換えでない」との記述のある種苗履歴書の発行を依頼した	2020/10/2	遅延願を受理した。	2020/9/28	種苗の履歴書を作成してもらったが、記述に不備があり、修正依頼しなおしているため。	2021/7/2	確実に運用されたかを、次回定期監査時に確認する。	2020/9/29	19

ASC審査報告書 - トレーサビリティ

10	トレーサビリティ因子	存在する場合はリスク因子の説明	リスクを管理するために整備されているトレーサビリティ、分別またはその他の仕組み
10.1	同事業体内で生産される同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	同じ養殖場において非認証魚も養殖されている。	生簀は完全に分離しており、ASC認証魚は固有の生簀IDで特定できる。 全ての生簀には固有のIDが割り振られており、ASC対象となった魚は生簀ごとに区別され、記録および管理される。生産サイクルにおいて分養も実施されるが、この時も生簀ごとにIDが付けられ、1台ごとに管理される。 2020年7月現時点では5台の生簀がASC対象となっており生簀IDはそれぞれ、167:ブリ19-5-8(5-8)、163:ブリ19-人工(M-2)、102:ブリ19-人工(M-2)、114:ブリ19-ブリ人工ASC(10-10)、46:ブリ19-人工(M-1)、である。 養殖魚は生簀ごとに管理しており、生簀ごとの給餌と投薬記録がある。投薬の影響によりASC非認証のブリが発生した場合は、その時点で分別管理をしている。 同事業体内ではブリ以外にもマダイ、サバ、シマアジ、カンパチ、イシガキダイ、ヒラメなどの養殖魚が取り扱われているが、ASC対象の筏に対して給餌や水揚げなどの工程は生簀IDによって明確に区別されている。そのため非認証魚と混在または置き換わる可能性は極めて低い。
10.2	養殖、収穫、輸送、保管または加工業務中に存在する同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	同じ養殖場において非認証魚も養殖されている。	水揚げは生簀単位で実施されており、認証と非認証のブリの水揚げが同時に実施されることはない。また、ASC対象の生簀にASC非認証生簀の魚が混入することも物理的にない。 同事業体内ではブリ以外にもマダイ、サバ、シマアジ、カンパチ、イシガキダイ、ヒラメなどの養殖魚が取り扱われているが、ASC対象の筏に対して給餌や水揚げなどの工程は生簀IDによって明確に区別されている。そのため養殖、収穫において非認証魚と混在または置き換わる可能性は極めて低い。またASC対象魚を生簀から収穫した直後には陸へ水揚げされ、生簀IDとリンクした番号付タンクへと格納される。番号付タンクはそのまま水揚げ場に隣接する加工場へと納入され、CoCにおいて厳格に管理されるため、輸送、保管、または加工業務中に混在または置き換わる可能性は極めて低い。
10.3	認証製品の取り扱い、輸送、保管または加工において請負業者が使用される可能性	.請負業者の使用はない。	該当しない。
10.4	製品がCoCへ受け渡される前に、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる、または間違ったラベルが付けられる、その他の機会	なし。	該当しない。

10.5 事業体内の認証製品の流れおよび関連するトレーサビリティの仕組みの詳細な説明 これは販売された製品から認証単位まで遡ることを可能とする仕組みである	成長の段階に合わせ、稚魚の生簀から成魚の生簀に移す。その際には、生簀を移動させて隣り合わせ、生簀を1対1にして魚を直接移動させるため、他の生簀の魚が混ざる可能性はない。また、生簀の履歴はすべて記録がとられており明確である。 水揚げは生簀毎に行われるため、他の生簀の魚が同時の水揚げされることはない。 水揚げ時には魚の尾数がカウントされる。水揚げ後、魚は表示がされた専用タンクに入れられて蓋がなされる。従って、タンクから生簀までの明確なトレーサビリティが確保されている。 タンクは非認証魚の加工も行われている漁協の加工場に搬送され、加工施設で開封される。そのため水揚げ後、加工工場でタンクが開封されるまでは、非認証魚が混ざる可能性はない。従って、本認証の範囲は魚の専用容器が加工場によって受け取られる地点までである。その後の過程は別のCoC認証の対象となる。

10.6 トレーサビリティに関する判断：

10.6.1 事業体のトレーサビリティおよび分別の仕組みは、事業体により認証製品として識別および販売されるすべての製品が認証単位由来であることを保証するのに十分である または	はい
10.6.2 トレーサビリティおよび分別の仕組みは不十分であり、製品がASC認証製品として販売されるまたはASCロゴを付ける要件を満たすためには、別途CoC認証が必要である	養殖場の運用に関しては別途CoC認証は必要ない。
10.6.3 CoC認証が必要となる開始点	水揚げされた養殖ブリの入った容器が加工施設等において受領される地点。
10.6.4 生産者には別途CoC認証が必要か	いいえ

ASC審査報告書 – クロージング

12 評価結果

12.1 規格およびガイダンス文書の特定要素に対する事業体の審査結果報告	ブリ養殖場の運営は全般的にASブリ・スギ類基準第1.1版の要求事項を満たしている。
12.2 審査された認証単位が一貫して関連規格の目的を満たす能力があるかどうかに関する明確な説明	審査された認証単位には一貫して関連規格の目的を満たす能力がある。
123 生物多様性環境影響評価（BEIA）または参加型社会影響評価（PSIA）が入手可能な場合、この全文が審査報告書に加えられなければならない。これらの文書が英語でない場合は、英語の概要も報告書に加えられなければならない。	入手可能なBEIAまたはPSIAはない。

13 認証判断

13.1 認証が発行されたか（はい/いいえ）	はい
13.2 認証有効開始日 （該当する場合）	2019年6月1日

13.3 生産者には別途CoC認証が必要か（はい/いいえ）	いいえ
13.4 認証が発行された場合は次を記入：	
13.4.1 認証発行日および有効期限	認証発行日：2019年6月18日 認証有効期限：2022年6月17日
13.4.2 認証範囲	東町漁業協同組合のブリ養殖場 商品： ブリ（*Seriola quinqueradiata*） 活動範囲：育成、水揚げ、輸送 基準： ASCブリ・スギ類基準 第1.1版（2019年3月）
13.4.3 利害関係者への説明：認証機関の判断に関する苦情または異議は、認証機関の苦情解決手順に従い処理される。この手順および苦情に関するさらなる情報は右に示されている情報源から入手できる。	苦情処理手順についてはアミタ株式会社へ連絡をして下さい。 所在地：〒101-0045東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7 メールアドレス：ninsho@amita-net.co.jp

14 年次監査

14.1 次回の年次監査予定	
14.1.1 予定日	2021年7月2日
14.1.2 予定サイト	東町漁業協同組合　ブリ養殖場
14.2 次回の審査・監査タイプ	
14.2.1 第1回年次監査	
14.2.2 第2回年次監査	✓
14.2.3 再認証審査	
14.2.4 その他（タイプを明記）	